軍用記

上

イ4
2478
96(1)

門イ4
號2478
巻96(1)

軍用記

序

古我同氏ありし用幡ちの記し置し旧記に云旗幕
なとのきらひハ家々の吉例ヲ用来也何色の家もか
ならず極し家々に用来る節あらハ誰々にても其道の
心あらん人用ゆ法をよろしくすへし出陣帰陣の次着組敵
乃取様以下実検の作法扇のつかひ様も右に同しといへ
我家ハ敵中の立物をとらひを数に家も軍陣の作法ある
家にあらず然共昔に家に残り傳りし軍陳の
事記せる舊記も旧説も有り其外諸説取集め置

一書をなし軍用記と名付く是我家の流儀といふにハあらず亦おほせを人に教えんとも思ふにもあらず只家子々孫々軍陣の作法をしらざらん者の為に書集むる所也此書の趣を人に教へ傳へん事ハ憚る處しと云如何となれハ我家より教へ奉る事にかはらざるの形也

寶暦十一年辛巳十月六日　伊勢平蔵貞丈書

軍用記　第一

目録

鎧下小袖　付帯手綱　鎧直垂　付腰帯　同袴

小大口　梨子打烏帽子

引立烏帽子　折烏帽子

鉢巻　煙巾

四幅袴

軍用記　第一

鎧下の小袖之事

一　鎧の下に着する小袖も常の小袖に替る事なし地ハ貴人ハ綾繍物平人ハ練貫平絹木常に同し人裏ハ生絹麻布木草も袷も綿入も古のおとしハ近世袖細と名付く袖を筒の如く細くしたるを用ゆる事有り袖を細くする事ハ籠手をさすによろしき故也何もさけハ短きをよしとす又ハいかにも袖細と名付しハ素襖の袖を下なぐり細くしたるもの是ハ鎧下に着る物にハあらす将の時に着せし素襖也

小袖下ト云ハ袖半袖たるへし或ハ長サ腰にてよろし又紋ヲはけへし乱紋、も可ハ此ひかけよもこれの事をよくしすそハよくへひれアラそ遅くし此よひかをさすてまるに鎧よ為をさけるき

一　帯も常の帯なり結ふ事別

一 手袋(たふさぎ)の事也 是常のごとしを云ハさらりれ双端に緒の両端をぬひ付て其緒の末をむすぶなり あしらへところもありさらりのんづきさらんハ為之 是を用る事も人々の好によるべし

鎧直垂仕立様の事

一 将軍家の直垂ハ赤地に錦乃御紋をつけて縫べし 亦織付る事も有 裏ハ絹染べし 大将の桐生の色ハ染也 裁縫事ハ右目右時右方に向押して尺をさし裁べし 刀を指にふ不引(引) 刀をさし入べく裁也 かき枝 日柳の木也 直垂の上ハ主の家風に有べし 袖ハ錦のえりを一つのをつけて二の丈にて両方に有るべし 長さハたびのそとへ引る程也 腰のひさ前に六寸 後に三寸 以上九寸也 袖口の両方に又色々に九寸の糸あるつくりを入る 褐のすそ 日袖口のごとくむすびをへべし

袖口のくゝりハ引通し下ハ縫目より上ゝ糸のかゝる
左衣合縫目のきハ三むすひ糸也 又一結二ツ宛也
て亦一結 ぬき三寸斗有べし 真並の後の縫目五ツ穴の
くし 糸をこくして菊とぢゝ有べし 袴のもゝだち乃
縫とめより分ニ三ツて六ツ通しくゝりを取り菱縫ハ十文字ニ
やうニ小縫べし尤又菊とぢにも同色也九ツくゝり二尺余亦
小きにて 真並の色ニても上下三寸ニ延して くゝりを
こきちらして ぬけさる様ニ留べし ひかえ菊糸ゟ結ひ
ぬきの中ハ糸ささをみじかくすべし 袴のこし白ク其外ニ
裏と表 綿をいくえもかさねて くゝりて上かけ糸ゟ縫

左地の色ハ 桐鳳凰糸ニてみくり御小縫左より左
の袖口此糸左より也 裏ハ元とゑとして其外ハ仕候紋
左縫也 侍大将以下ハ布直垂家との紋ヲ染付ちらし
桐との一色九くゝり也 平侍以下ハ紋から人裏綿出来左
の袖ヲ三ツ斗くゝりを合縫べし 仕立様ハ同前

一 鎧直垂の事ハ懸縫の上ニてぬいはりの小大口ニてしたゝめせり
人の器量ニ其ぬいぬい縁ニ着べし 縁帯白布其外ニを
赤も黒も染て家の紋を縫ニ有 大将ハ白ク其紋御
用なるべし 縫直垂の上下四ツのくゝりハ袖口左右ハ袴の下の
くゝり 左右以上四のくゝりせくゝりハ何れも 左ハさゞかんの上

押上る也 右ハ袖口ニ十二のかゞりを付くゝりをとめおく也
て袖括の門ニ押ニろべし弓懸の緒札留様ハ同し 尤かう
てうの一の かゝり付て留ル同し袖口ニ十二のかゞりを付くゝり
を通し 緒ニ而啓にて結て三つニくゝりて袖の下ニ押入べし
袴ハ膝鎧半大口ヲ押上て膝の上にて膝のくゝりをとおし
おさえ 猶くゝりの糸三つ取てくゝりて袴の内ニ押入置し
かゞり数後ニ三つ前ニ六つ左右ニ十八かゞり 右様ニくゝり
を手べし 其間さきのかゞりハいくりとも 鎧直垂寸法
大概 此分也

鎧直垂前

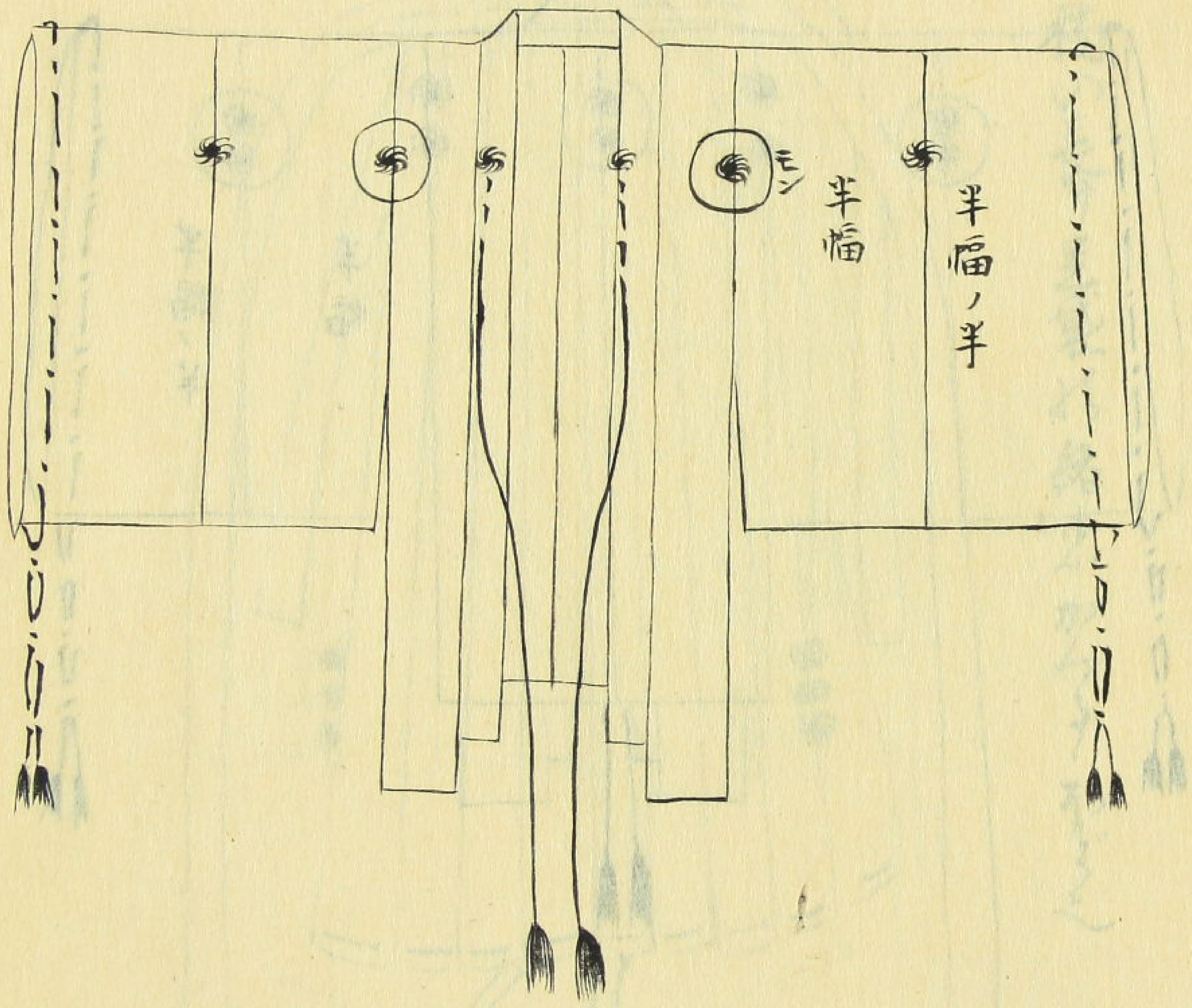

丸クミノ紐 三尺六寸ヲ
二ツニ切テ付ル

同 後

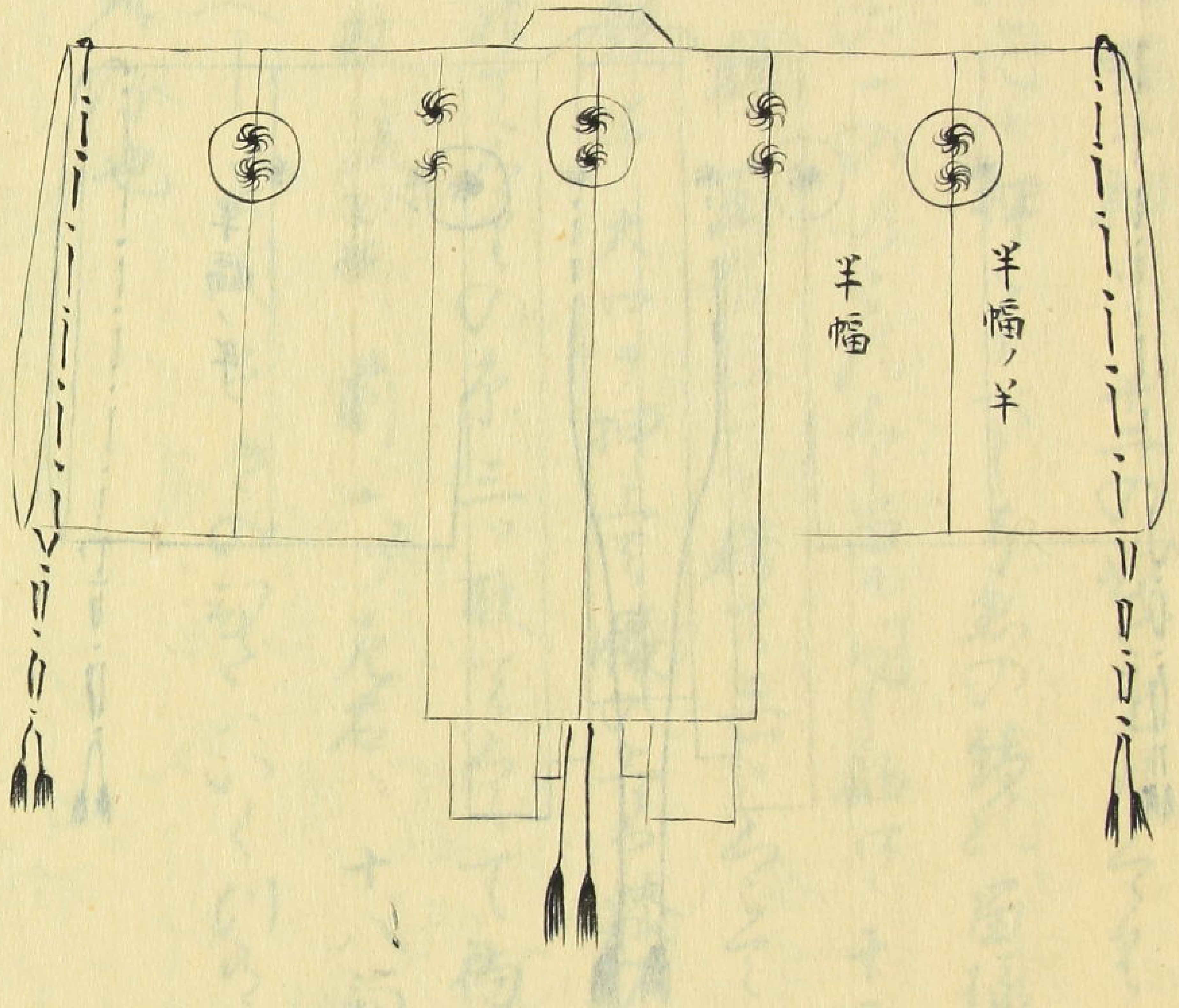

同袴前

前四幅
但錦ハ半幅ヲ一幅ト定

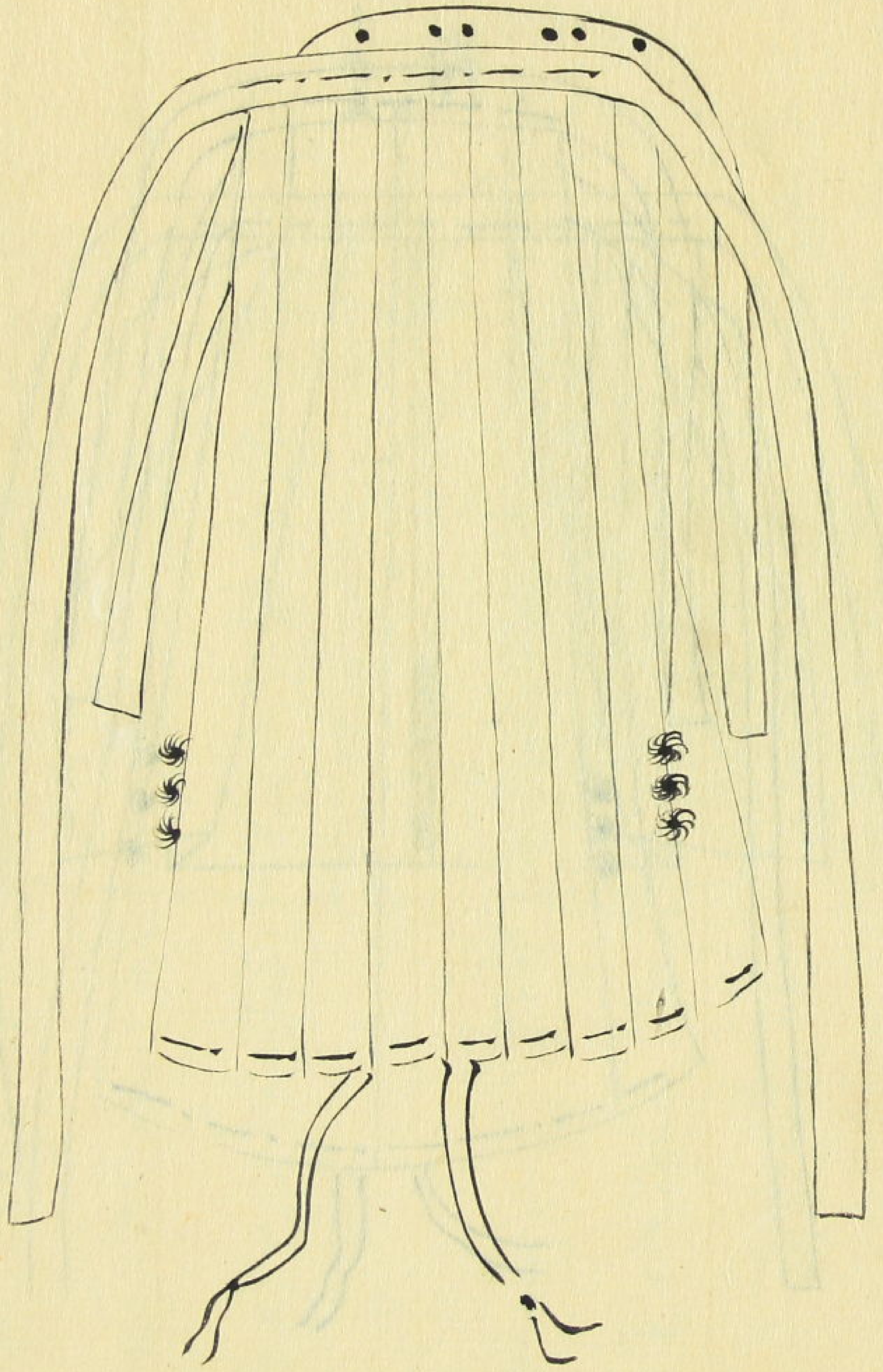

袴の長サ足袋れ緒末かくるゝかゝとかくる

半大口前
小大口トモ云

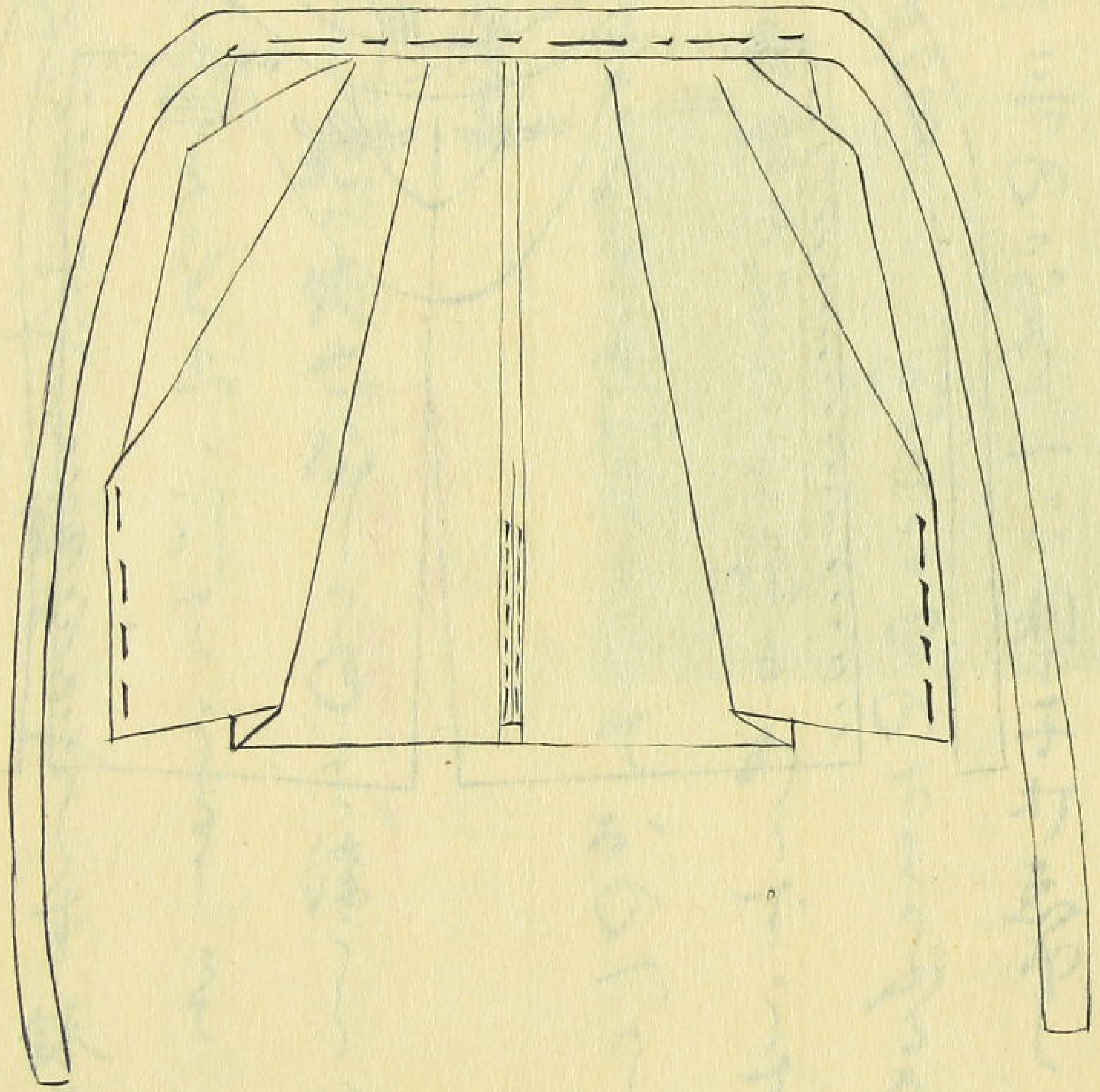

同後

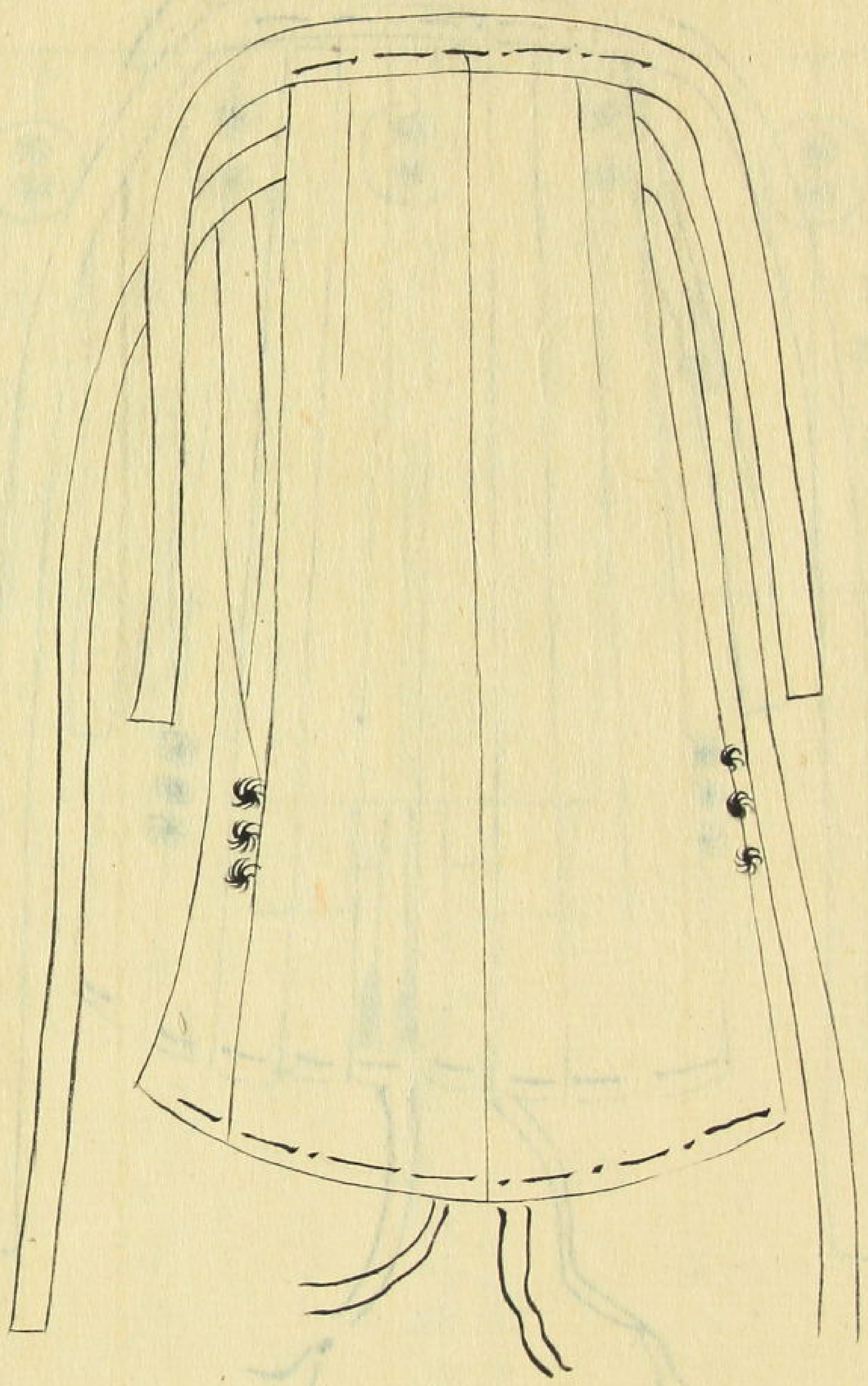

萎烏帽子之事

（朱）モミヱボシヨロイビタヽレノ古実今ノ世ニハ公家衆ヲ始メ知リタル人少シ貴フベシ珎重スベシ

一 もみゑぼしに三つの品あり 一には梨子打ゑぼし 二には引立ゑぼし 三には折ゑぼし 何れも甲の下にかぶるゑぼし也 もみゑぼしと云は烏帽子をもみて作る故にあのやうにすきやつくりして折てかぶるそれを引立となしてゐのつけりかめる也 もみゑぼしと云

（朱）野宮家相定基卿曰 ヱボシハモト帽子ニテヤハラカナルベシ昔ハ絹ヲ用タルモノ今ハ紙ヲ漆ニテカタクヌル 梨子打ヱボシ綾ニテ作ル 昔絹ヲ用タル遺制ナルベシ

一 梨子打ゑぼし 地は綾也 絹を漆にてうすくやうを二三枚重ねてかたきを上にして そのうら裏に也 かなへにてふくらしくべく 縫わるべからず 鉢巻に付候なり 是は甲の下に着べきための也 甲をとる時もそのまゝ用る八

（朱）カキシグベし　或ハ猜好ヲ用ユ　五倍子　鉄漿ヲハグロノ事

同後

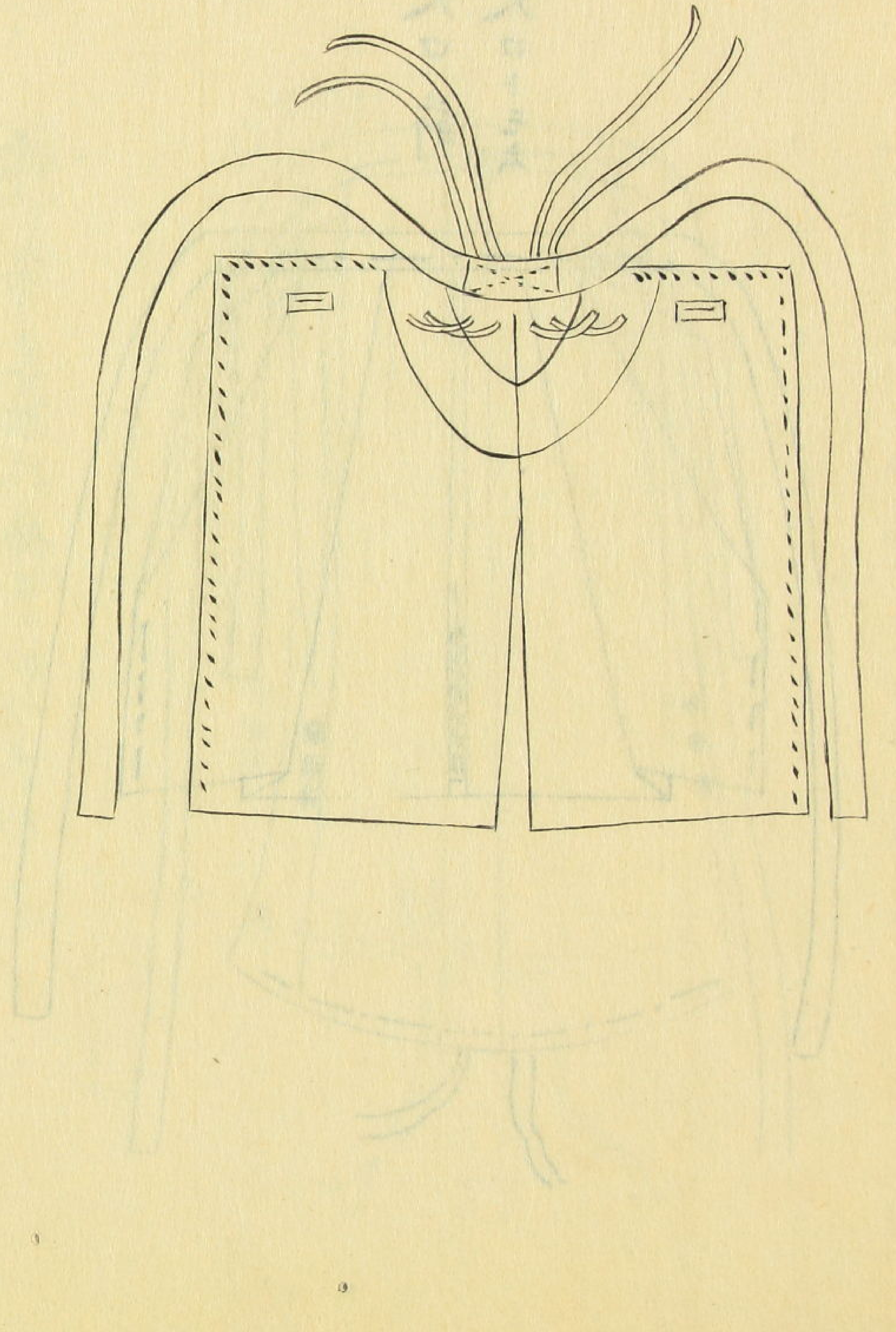

（髪ヲ乱スヲ云）ゆらしてられしとて天のおそれあるに依て是を用る殊に合戦乃あらん日ハ大将軍是を用ゆ軍陣の时太笠懸の射ゆ事有其時（ヱノヱボシ）ゑぼし此代に用ゆるべし返てあり如ハ口伝又是を着んハ兵衛督三位之（是ハ引立エボシノイノ上ヒキ二入ヲヌ事ナシ）ぬりのもの紙々得るべし

一 梨子打ゑぼし

一 同しふきつる时乃形

一 口傳に言ゑぼしは大小ハ人々の頭の寸をとりて（エボシノヒタイニ入ル針ニテ入ル寸其ヨリカスヘシ）ゆるうすつまらぬ様に頭に合て作るべし頭の廻りの寸一尺あらバゑぼしは代二寸一尺也（ソレヨリ長キモ人ノ好ミニヨルベシ）同じも大小此ばかりを用為し綾の紋何とも不定（モンガラヤ）細かなる紋あるを用べし此梨子打ゑぼし表ハ綾裏ハうるしぬりのうす紙の紙ヲ付て縫之縫目ハ内に有り縁りハうるしぬる事

如し裏表ともふさしをおりて糸をうけ合せ之烏帽子の
うしろにて烏帽子と結び 緒を付べし 四寸ほどの 紬キ 組緒ヲ二ツ
におりて 緒の端を烏帽子の内ゟ 一寸ほど入テ 表へ見へざる様に
表裏へさし通し むすび付べし 細糸にてとぢる也

ハチマキ後ニテムスベル事も前ニテムスブハ二重ニナルナリ前ニテモ後ロニテモムスブし

一 大三鉢巻小付紙 鉢巻ヲ二ツに折 其中の所長サ 二寸ほどの（左右ニテ四寸ホドし）
間ヲ烏帽子の額の内へ入て むすび付ん也 表れ見へぬやうに
糸にてむすび付べし 烏帽子の内へ入ル分（ウシロ紙の左右ホトアマル）にち中紙 二寸ほどとむすびを合
但もちまきくハ（ウシロニテムスブし）額之 折目もすし 後の方ハ烏帽子とのあわせ
の上にあて 烏帽子と結び 上の内よりもち出をまとひと竹
針をさして 差之

エボシニ付ルハチマキノ長サヒタイ井ヨリ後ヘマハシ又ヒタイノ方ヘマハシテ
モロワナニムスバル、ホトニスベし

一鉢巻ヲエボシニトヂ付ズシテモ用ユ其時ハエボシヲ頭ニ引カプリテ其上ヨリハチマキヲスルし ウシロハ針ニテサス同前

一 亦大折 松甲をかぶる時ハ烏帽子を折り込みて甲ヲかぶる也
大抵極き烏帽子の後ヲふかく前れ方へおし入 板前の方ヨリ
頭のあたりふらし後へあてやり烏帽子の丸ミの所を左右折りふ
せて置也 繪等にてわかる

一 甲ヲぬぎたる時ハ右のごとく折たる烏帽子の丸みを
取て引立る八本の如く立烏帽子小折也

古キ物語などニ折エボシヲ引立トアルハ此事ニ入折レタルヲ引立ルし也

梨子打烏帽子カフリタル圖

或ハ髪ヲミダサズシテモカブルヽ

甲をかぶる時ゑぼしを折たる圖

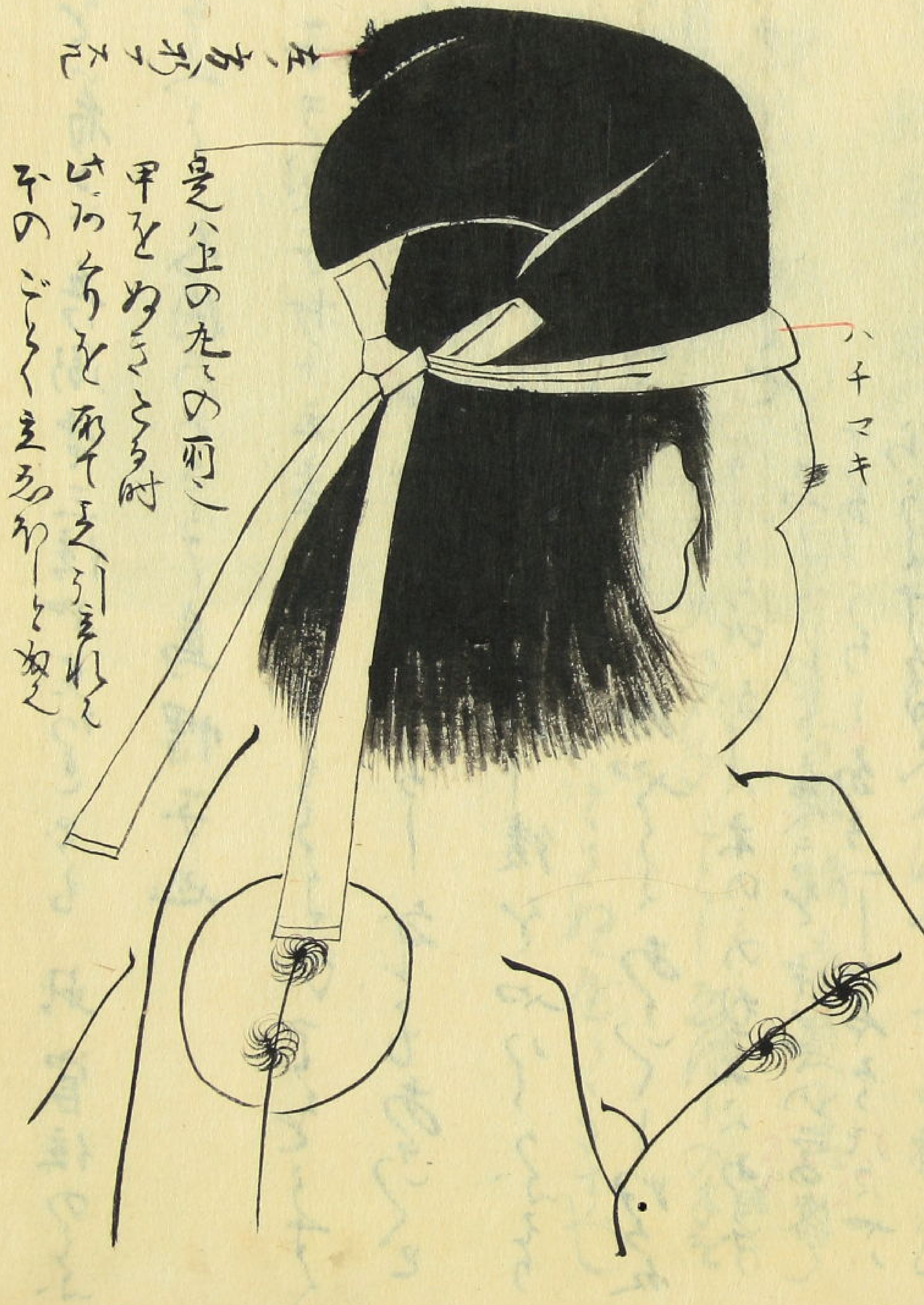

一　又言是を着るハ兵衛佐ならねども　此官位のゝふ
あるすらくて大将乃めさるゝ烏帽子也

一　此烏帽子ヲ梨子打ト云事　衣をなよゝのにとうすく
やはらかなるを(ふくさ織せ)かしを打ト云　亦うるしかどもあつくと
うすくぬるをかしおりと　此えぼし綾をやはらかにおり
うしを少うしそぬるをこそ地やうにあつくとぬるを
なしうちえぼしと云也

なしうちのなしハ木の名の梨子にハあらず
なやしうちと云べきを中ノやの字(字ヲ)略して
てなしうちと云なるを(なと云)なやハ
らうくするなり

一　引立えぼしぬる一名ゑぼしんぬりとも云　但ゑぼし
のかしとハあやなりゑぼしはかなきを本也　弁慶書　異名之

一　弁ゑぼしとハ常の立ゑぼし也　其余りを上へ引立てゑぼしんぬ(狂言)
かしの如くに引立て梅へ白布ヲひらけかけて中程より
てきはりを以て錯にむすびて置し　是ヲ旗指も着へし　其外
軍勢も用ゐし　地ハ烏帽子(風折ゑぼし)を大きくのごとし(のたへ)立ゑぼしの頭を(鍺イ)
むすびておりをけつりてうしろより　あとさきに　ゑぼしにむすぶ也
公家の口傳ハ中将の位用ル

一

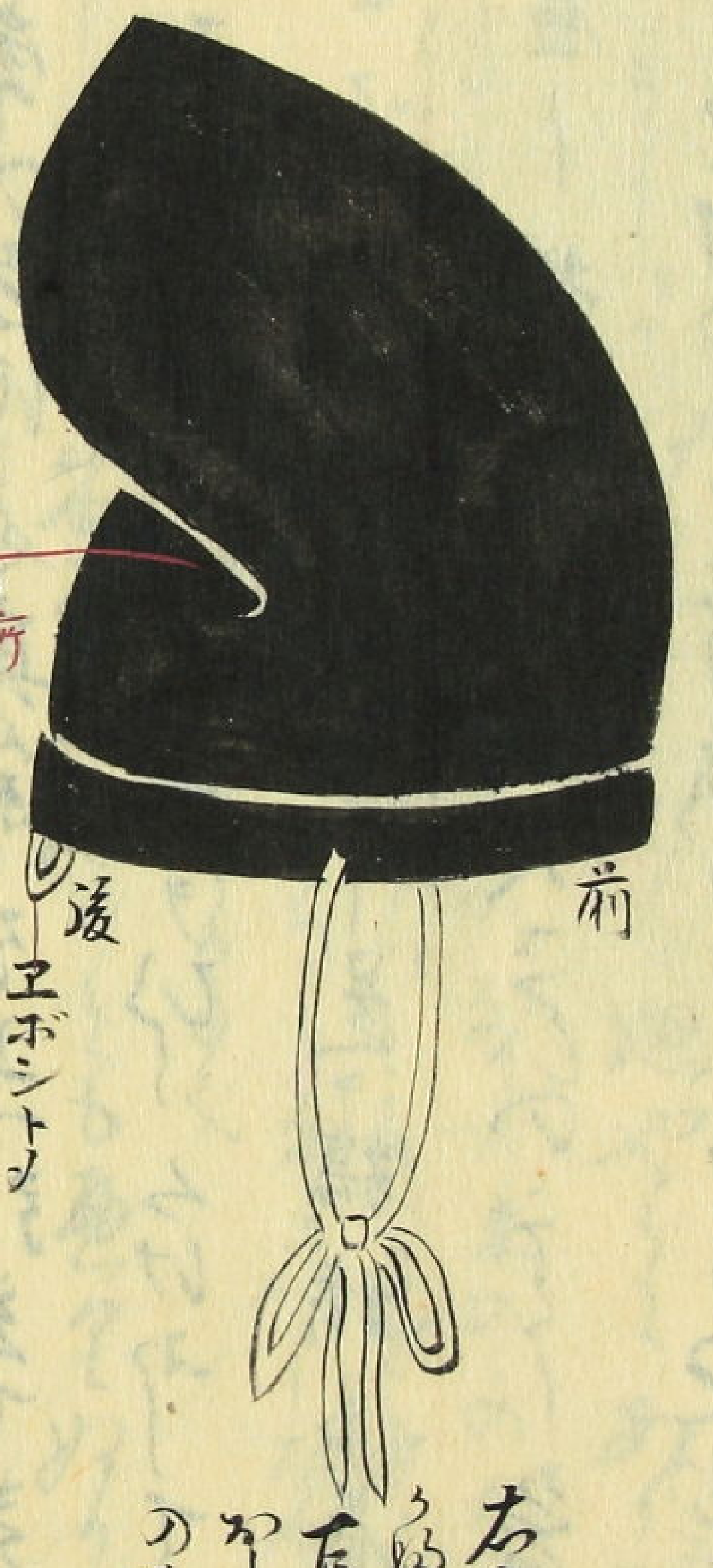

一 口傳ニ云常の烏帽子也トハ右のごとく漆ぬりにするを云
梨子打烏帽子ハ綾にて作る故引立烏帽子をハ常代烏帽子
也ト云也 其縁りを上へ引立トハ如し打のごとくつとを丸く
たゝき所を角ヲあましそ角を引立てたる如く作る故引立烏帽子
しと云也

一 亦言白布をひしくけにして中程を緒ぶとハ白布ク(ハ)ヾ三分程
にひしくけて烏帽子の中程の廻り小穴をあけ緒を引通し
先を廻して其縁りを引おろして かとぐひの下にて結ぶ也

一 又云地ハ烏帽子を大さびの如シトハ さびと云ハ烏帽子のきわめを云
也一両ニあるくびとめを云之 凡引烏帽子 かどゞのごとく大にくぼく

めを付ん事也 此引立烏帽子も甲の下にかぶる所にすべから
くあらくて大さびをまてべし 大さび

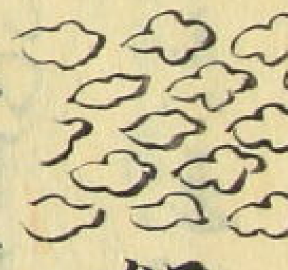

如此 （大方長サ一寸二分ホド ソト六分ホドナリ）

一 烏帽子の上を結ぶハうしろに烏帽子上のめを付ん事也 烏帽
子のしとめのまるみの所はまるにおくも也

一 公家の中将ハ 中将の位用る時ハ（保元平治元弘建武ノ頃ノ乱ニハ公家も甲冑ヲメサレシ）公家も甲をかぶる時ハ
引立烏帽子を用る事也 此等の事ハ何れ定りたるまま

一 或説に弁ぬりといふハ昔烏帽子折る者に弁官を語りし故弁
ぬりといふといふ也 此説心得がたし 弁官と云ハ太政官の内の官也
少て左大弁右大弁左中弁右中弁左少弁右少弁とて有り烏帽子
折る者なとの役する官にハあるべし 弁ぬりと云 子細詳ならぬ事也

（ベンヌリハ一ノ字 スミチ云ヘシ ニゴルハワロシ ヘントヨムハアリ 云詞ヲコハシタルモノ）

常に引立烏帽子の異名と心得置べし 烏帽子ぬりとも云 子
細は梨子打烏帽子も折烏帽子も烏帽子ぬりなし 引立烏帽子は
烏帽子皆ぬりて烏帽子ぬりと云
弁ぬりといふハ烏帽子ぬりと云詞のあやまりなるべし

一 折烏帽子ぬりは是ハ立烏帽子を折たる也

一 地ハ桝さび也 折様ハ右ハ折返し左折ハ子細有 緒ハ萌黄の
くみ糸又ハ黒き組糸なり 糸ハ五分ほどに少し用べし 二寸のより
三ッ入也 一ッハ折えしたる所をとづる也 一ッハ後の頭をとづる
一ッハ入事有 侍の着物也 但三ッの針入烏帽子まるくすれば猿
楽の着に似たり
（猿楽ノ大臣エボシニ似タ）

折烏帽子のつまくれかけぬ時の形

立エボシ也 是ヲ折テカブル也

立エボシヲ以テ折ル也 是ヲ折エボシト云

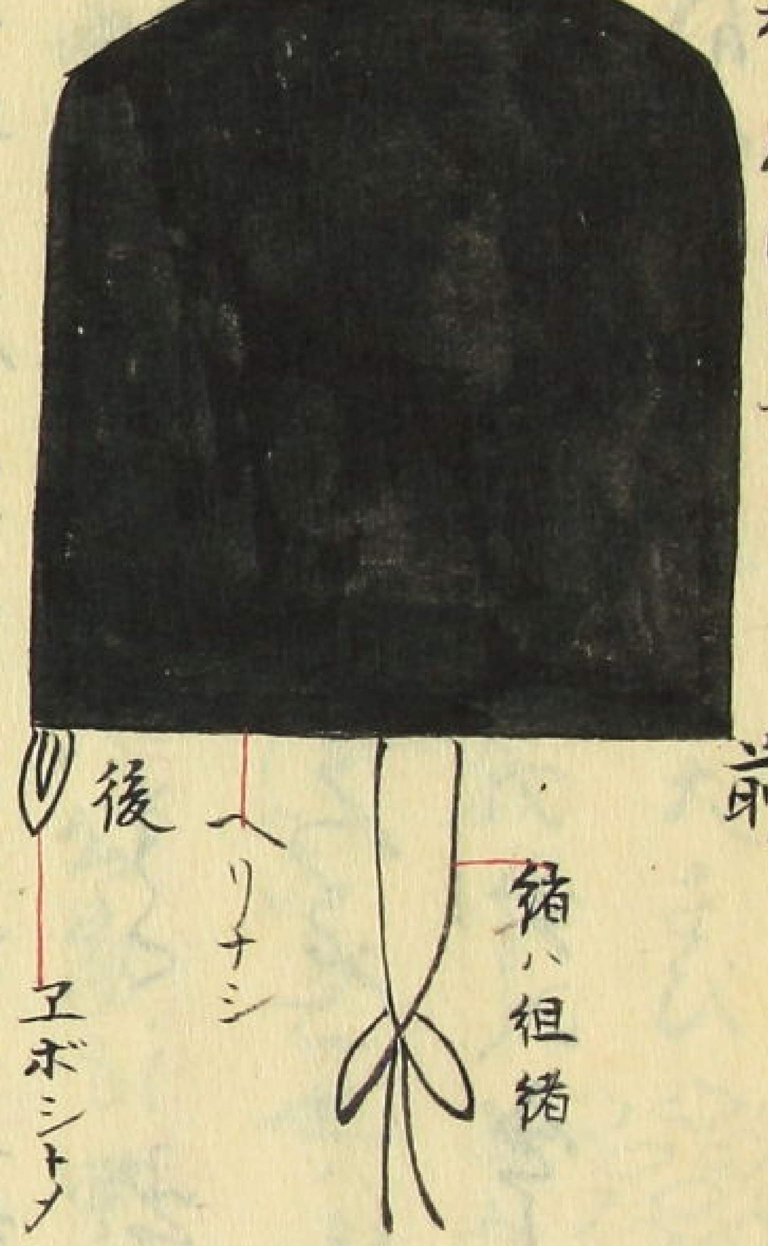

一 口傳ニ云折烏帽子ト云ニ品ニあり公家のめさるゝ折烏帽子ハ風折烏帽子也 素襖の時めさるゝ折烏帽子ハ平礼の折烏帽子也 軍陣ニ用ル折烏帽子ハ右の二色ニハかはりて是ハかたく烏帽子を折なるゝ 是も甲の下ニかぶる品なれば すくやかに作る也

一 又云 地ハ柳さびと云ハ 柳の葉の形まるく細ク堅(タテ)ニさびをするゝ さびのるすハ引立烏帽子の所云ア 如此柳さび

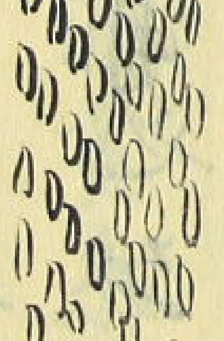

如斯 ○大サ長サ一寸五分 ホトヅ一分カナリン ホド

一 又言左折ハ子細ありといへハ 左の方へ折るゝハ子細あり其子細ハ大将乃かしら烏帽子を折て甲の下ニめさるゝ時ハ九らの所ヲ左へ折(折) 故 為そとのを悍ル也

常ニ左ヨリ右折ト云ハ左ノ方ヘ折タルヲ右折ト云右ノ方ヘヨリタルヲ左折ト云 其子細ハ左ノ手ニテ右ノ方ヘヨシヨル故左折ト云右ノ手ニテ左ヘヨルユヘ右折ト云ヘ軍陣ノ烏帽子ハ左ヘ折ルハ左ヨリト云右ヘ折タルハ右折ト云

一 針一ツハ入ル事有と云ハ烏帽子留ニサス也 烏帽子ござあくさ

一 前ニ記スニ同シ針ハ何レも作針也

一 此形差物の形を引立る事もあり古き物語などニ形差物を引立とあるハ此事也 引立る時も後ハ押入也

一 前ニ記したる引立差物と此形差物と貴賤の差別なし 兩品何れなりとも毎ニ好ミて用也 なし此の事

大將なと人ハ用る事なし 但侍大將まてハ着スル也

一 右三品の差物ハ專武家軍陣ニ用る差物也 公家ニも軍陣の時ハ用られし也 今の世ニハ武家ニも知ル人なし 梨子打を取りかつき 差物遣へ亦三品を一ツ物ト心得たるもあるニ何や謬り也

鉢巻乃事

一 鉢巻二品あり しろきえたる海老まき 又鉢巻是也

一 ちちまきハ 紅の絹（本式）一幅を五重ニ折てかけたる也 兩方の端を（本式）かけて後ろへ結ひを後ろへまはして うけを下り垂ニて 五人ハあまるべし

是ハしろきえ海老のすそ也 但人の頭ニよるべし 又鉢巻ハ一丈あまりたる也 白き赤き二色也 萌黄糸をもて ぬひつる也

ちちまきの号

ちちぬひハ 老ぬひの事也 旗を遣ハ 老ぬひにするなり

当用此ニ云鉢巻ハ
ぬいろ下ヘナルト云ヿ

ヒトヱ
鉢巻

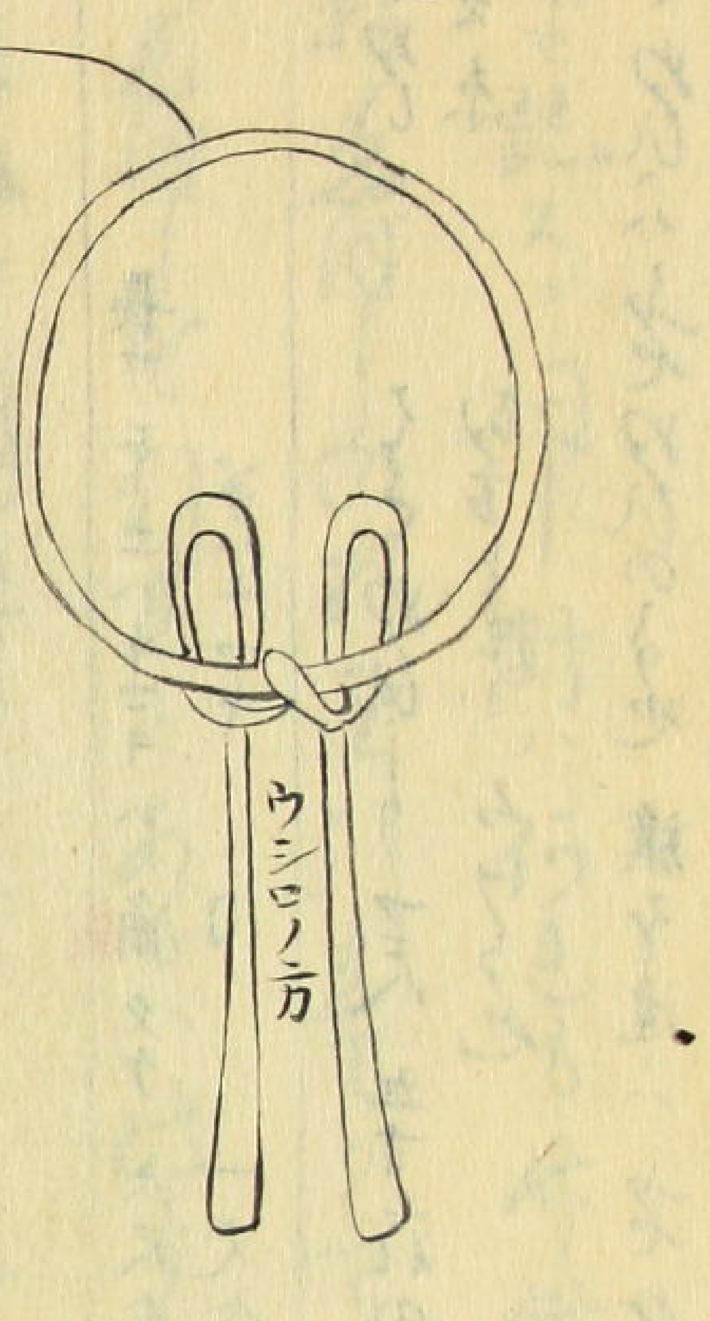

ゑし打色肩ハ此両ヲちぢ結之

一 まちまき

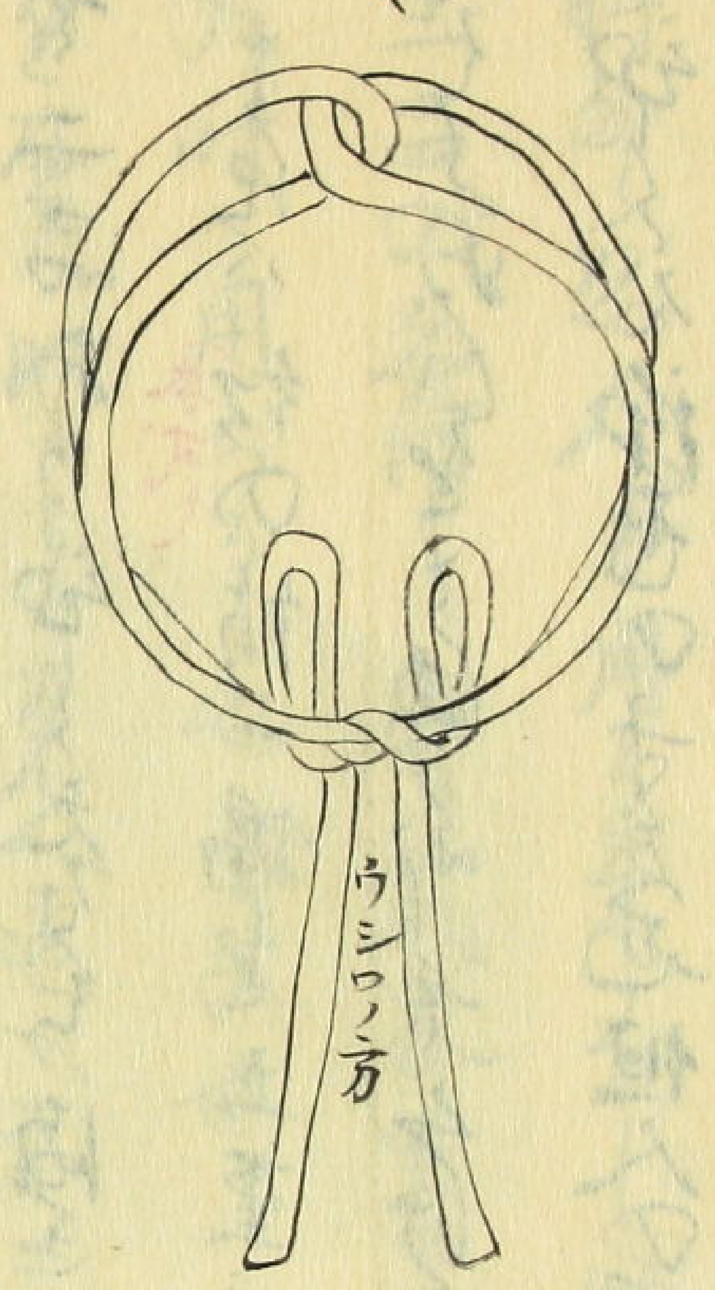

ゑうえなうまき 如斯前ヨリ
後ヘ廻しち後ろうふにむすび
あまりのうゑを下ヨリ上ヘ
さしこ置也
我頭にうむすびわけてあまり
打て出し左寸斗(斗)ても又余法
ハ人二寸たるべし
半師巻新ゑえのまん中て
あまり打ちがへて頭ヲ廻し是
も結ぶる後ゞ両の(紅)先を
さきうるゑてゑうゑの中うく
打ちがへ二色くくる也ゑうゑの
中をみちがふす(故)まうる竟
こゝ也 すわヨリわうへわたし
なる也

一 口傳ニ云 くゑき志添き二色といふハ紅に決き又ハ黒ト白ト(白シ)ヲ本
とする也 大将ハ必(必) 紅ヲ用ゆ 夫ヨリ以下ハ白くも黒くも用
ゆる也 其外けいろとも用 類多けハ人ゝの好になるべし

はゞき乃事（脛巾）

はゞきハきやはん共云也たゞゆきの下にはく也地ハ繻子也又
常ニも召ぼし上下の時ハ必是をはく也赤すじの之切ちハ尾筋
也下ニハ絹にても布にても縫合しうしろにてくゝる也
をする也 絹ハ長サ一尺五六寸斗人の足の大小によるべし

はゞき

色ハ何にても用ゆべし
紫ハ用ましき也

四幅袴乃事　一名化粧袴ト云

一 雑兵ハ鎧の下ニ四幅袴着ル也 四幅袴ハ布四幅也前二幅後二幅也長サハひざぶしかくる程也まちを入る事なの袴の如シ前ニ三ツひだ有り後ニ腰板なし菊トヂ二ツニ有り色の何色にても染べシ紋ハあひ引ニ付ル素襖の袴のごとし軍陣ニ限らず常にも着ル物也侍も仲間小者も常ニ用ル也 専卑なれども 十徳ニ四幅袴着スル也 四幅袴着スル様常の袴ニかハる也先ニ紐腰ヲあてゝ前にて紐ヲ結ひ扨前腰をあてゝ紐を後ト廻し後腰の表を引上ゲ又前ル取て常の袴の結のごとく結ひ置也

（素襖ノ両脇ニシヌイクサヲ付ルモノ也布又ハ葛ニテ縫之侍モ着ルモノ）

諸書当用抄ニ云
ケシヤウハカマトハ
四ノハカマノ一也云〻
右ノ書ハ文明年中
ノ書之其頃ハ四ノバ
カマリケシヤウ袴
トモ云シ也今ノ時ケ
シヤウハカマト云物ハ
四ノ袴ニアラズ新
作之

四幅袴
前

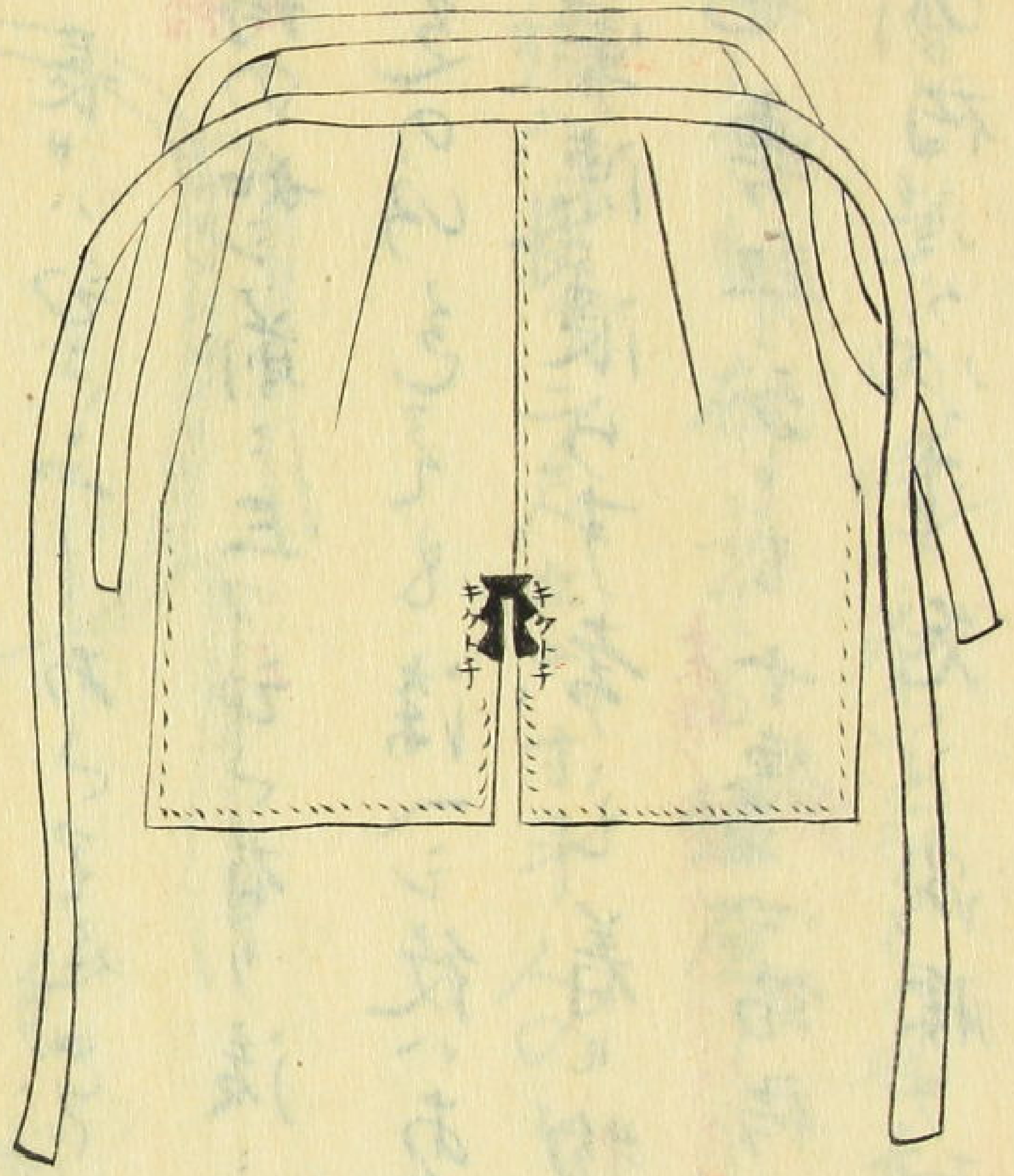

同
後

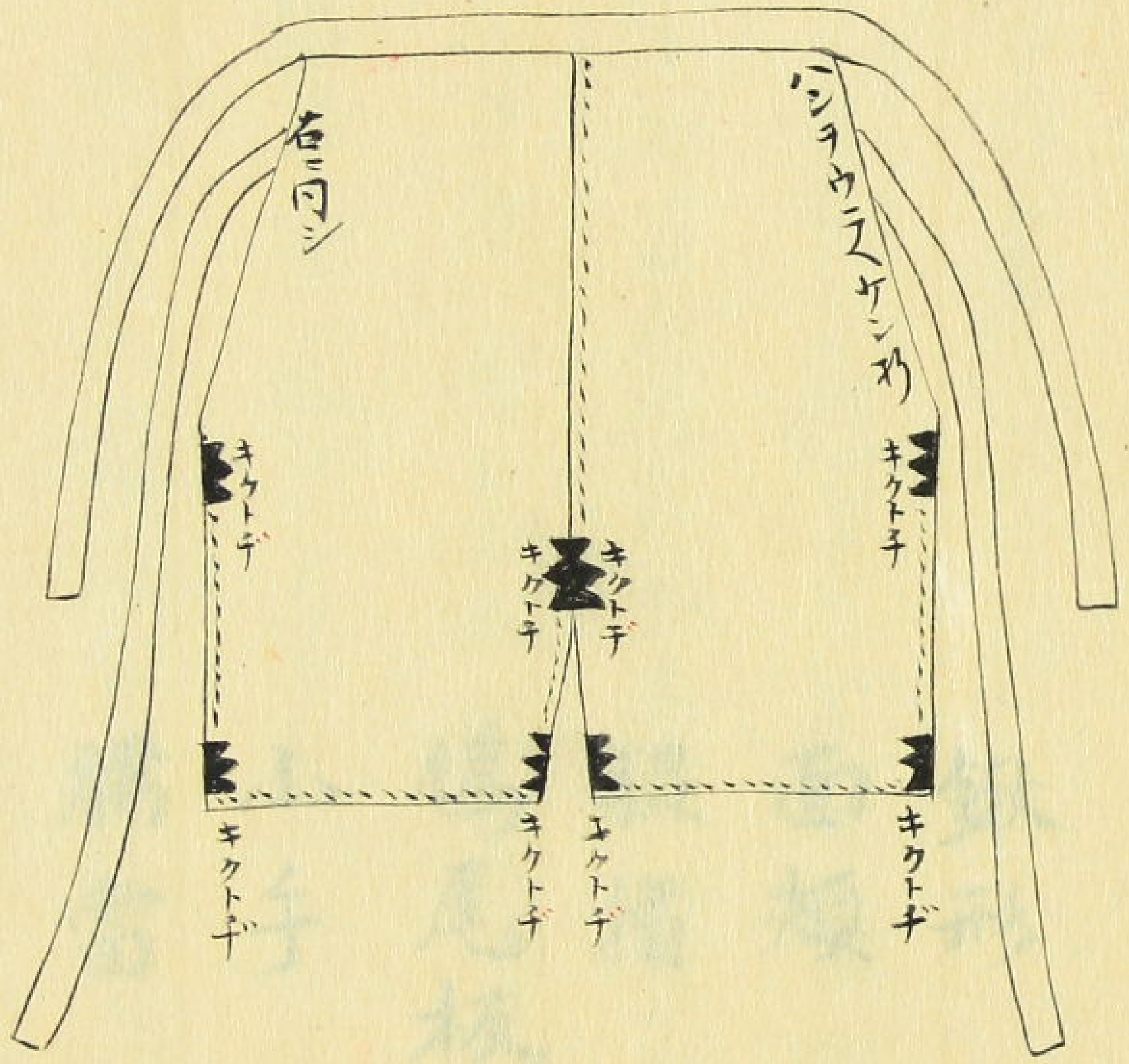

まちハすそより二寸
程上ニて入ル也但人の
長短ニヨりて能き程又
まちの高く上りたるハ
はまりも悪しく程
ゆるやかなるへし

軍用記 第二

目録

胄　鍬形
胄緒　面頬
鎧　脇楯
袖　鳩尾板
栴檀板　小手
膝鎧　臑當
頬貫　上帯
鎧櫃　同覆

鎧掛御目

軍用記　第二

冑乃事

一 冑ハ頭あり小さきも作なりとも椎形とも筋なく星冑を本式とす四方白八方白あり四方白ハ前後左右筋の間に銀をさる八方白ハ四方白の間くを又銀をさる也片白と言ハ前ヶ後ヶ鉢半分銀をさる也

一 冑ハ筋の数ハ古ハ八筋也廿八宿をめぐらし星の数も古来ハ七或ハ九ツト並ふ也大星ハ小星あり全也星白と云ハの銀也

一 神宿（カシヤドリ）（今ハ憎座ト云）の心ハ筒の如シ ふくりんになしむなち也 座ハ菊坐三重（今ハアゲタマト名付テワリワミアリ）
又ハ五重菊のむねしたてたりと透さるゝを交へ一重毎
小金銀赤銅色をつける皆花葉し上へ向ふへし 臺座ハ花形
葵牡丹なとの形也 天ニして花葉し下へ向ふ座し（花ヲウツフセニスル也今ハカヘリ花ナドト云）

一 四天の座ハ玉ぶち志とめを打組緒の輪をかけ出る也

一 志のだれハ前ニ三すじ 又四方ニ三つとも赤四方ニ三つとも打つ
志のだれハ剱の形也 剱ニ志のぎ（鎬）あるを志のだれと云

一 鉢ハ黒くも赤くも漆そぬる又ぬらず浚地をも用へし

一 しころハ三枚赤ハ五枚也 三枚冑五枚冑と云也 しころの形ハ生ん
ちく形を本式とぞ

一 鉢の下乃四ツ しころ付の座ハりとう付の飾あり 四前
赤ハ五本ニ打 金銀めつき也

一 冑の威毛ハ鎧と同し色や毛を同し毛の冑と云 小札毛
引鎧のおとし しころのすその板ハ鎧の草ずりのごとく
うらかわハ菱とぢあるべし（又ヒシヌイトモ云） 菱とぢ二ツとり也

一 吹返しハ板ごとに吹返すへし 菱とぢの板ハ吹返さぬ也 裏
乃方外へ向ける 前ハ色々の花葉鳥獣の紋出したる漆手
等く包む也 草の廻りハ織物又ハ別の革にて廻りを付縫めさえ
ミハ組をふせて廻りの上ニ櫻の鋲（ビヤウ）を打也

一 ゝの頭（と）の緒ハやりつける組緒を心（シン）に入やりつける革にて包み

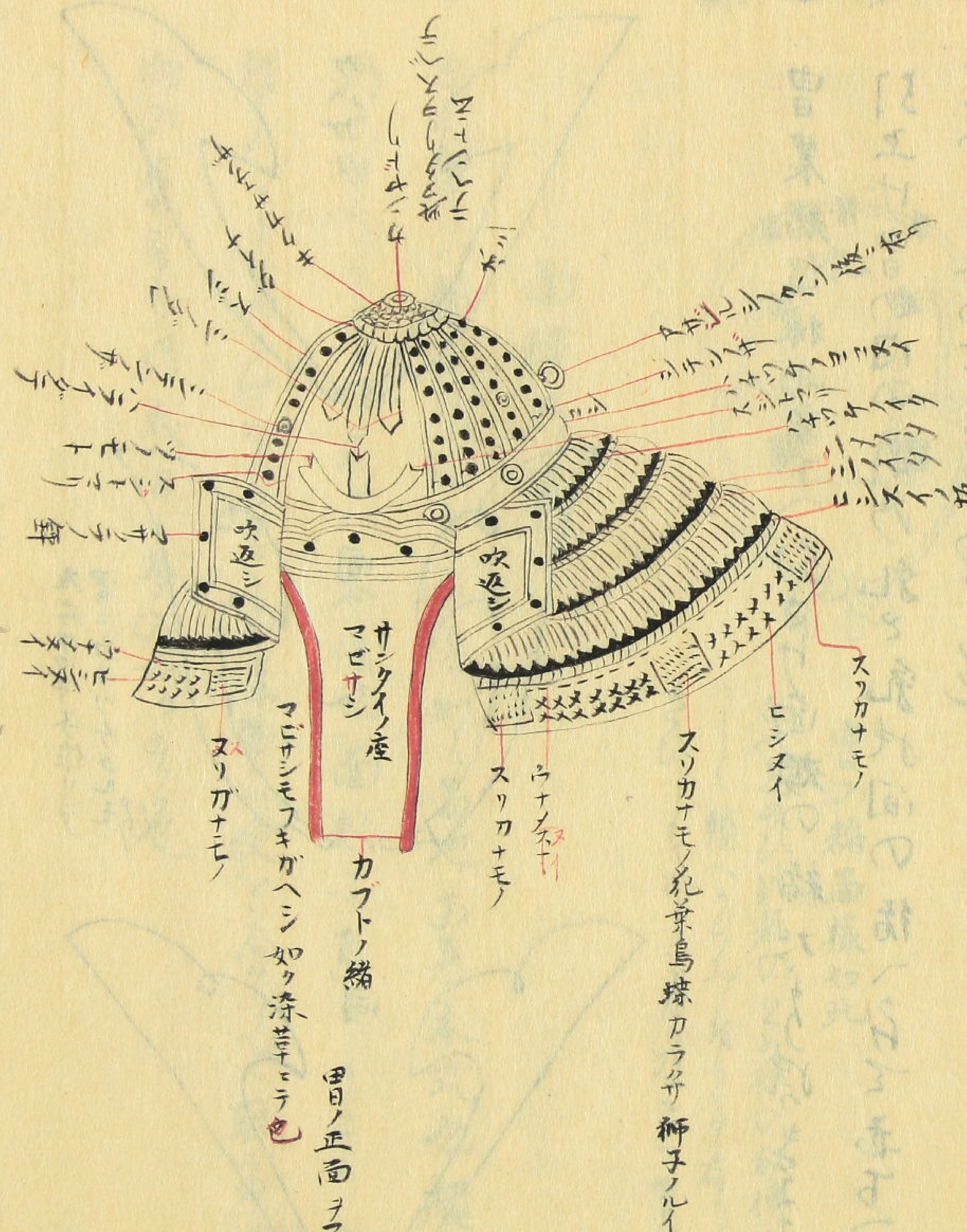

冑の緒をしのひの緒トふん天文元禄の頃之書ニ見本名ハ冑ノ緒也

鍬形ト書ク誤也然レトモ普通書来ル也

ゆひくゝむ色しらけめて定あるし長サ三尺五寸也せ短キ
やうなれは高紐よりろうき能也三尺五寸ハたゞばかり定也
一 かぶとの緒ハ鉢の内ニ四所亦ハ五所乳を付又ハ環ヲ打て引通
すも乳と乳の間へ渡りたる緒くりあて引下して緒留る也
一 鉢の内うけたりハ洗革又ハ布を条くて付して付る也
一 真向の立物ハ龍頭獅子頭者亦笠験をも立る之真向の
左右の立物ハ鍬形也鍬形ハ慈菇と云草の葉の形之
名なるをかへして物の加ゝして増すによって祝の
毛に用ヒ古ヨリ用ひ来る之立物ハ皆金にてみかく也しかし
形の長サ一尺二寸但人の器量によりて短くも長くもすへし定

冥記云曽にもや
ひ傳ける子細の
事極熱ふどの
時かぶる鉢を一
ゆるせし為之
亦八方白の曽ハ
八まやくまぎぬ
かんや亦曽ゟ
うすハ二同年あ
いちを定し

一 曽(カブト)農緒留様両方下へ引さけ面頬の緒たゝり行きまうけて上へ引上け曽の内の前乃乳と乳の間の緒へかけて亦下へ引ゐ込てかしらの下ゟむすぶ也

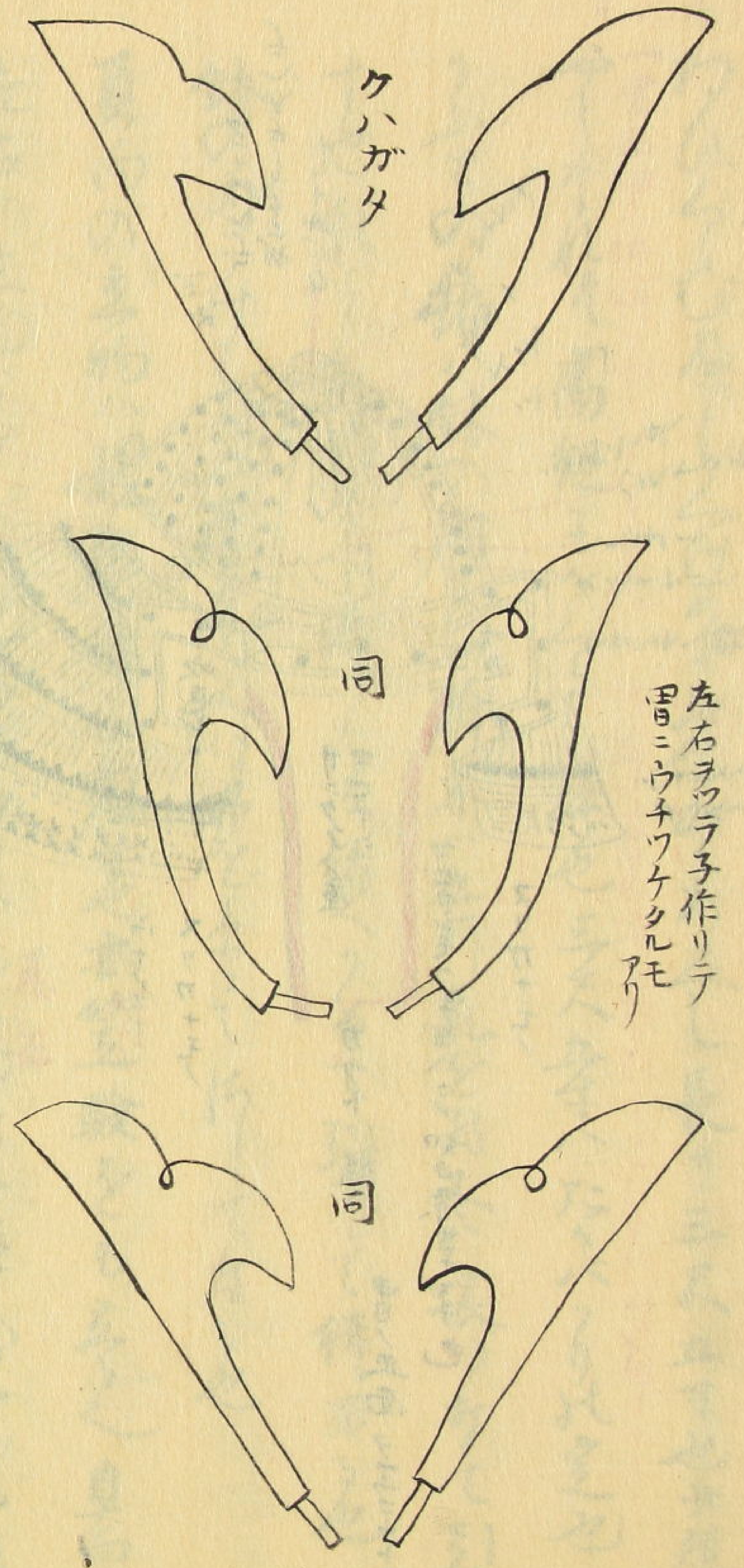

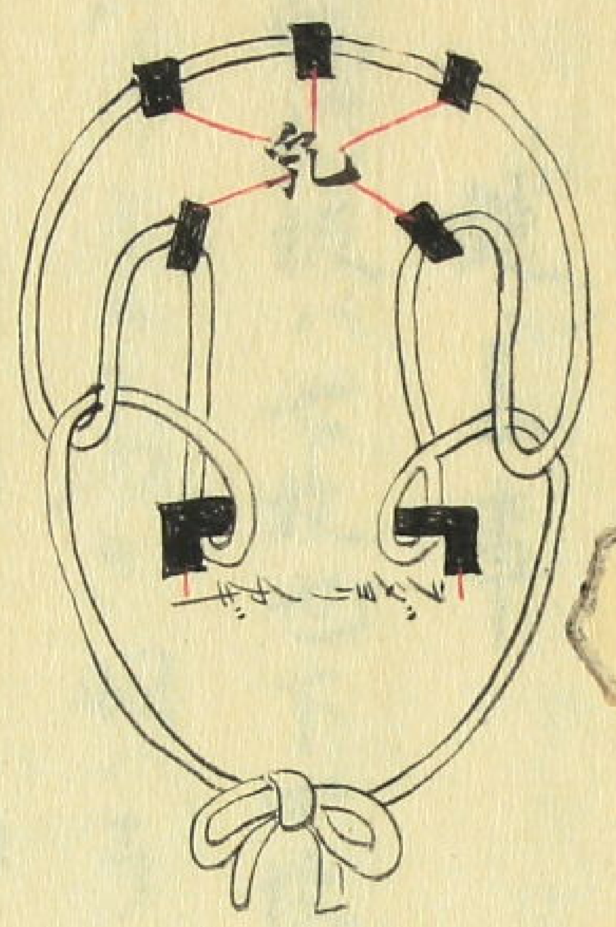

曽の緒留様如此

近代ゟの此緒のとめ様の秘傳をむつかしく頭へからみ付る有りさのとさびしくかふるゝ者(わこ)及さるゞ事也

面頬乃事

一 めんぼうハ額ヨリおとかい迄かふる(かいる)也おもて迄本式也 頬当ハ目乃下ヨリかふる也是ハ略儀也 面刺ハ直まゝまりうけと付る也 まりうけをするにハ深草一枚と磨りと取合(鎧)禮の射向の草ずりの太刀かけのゆるき也

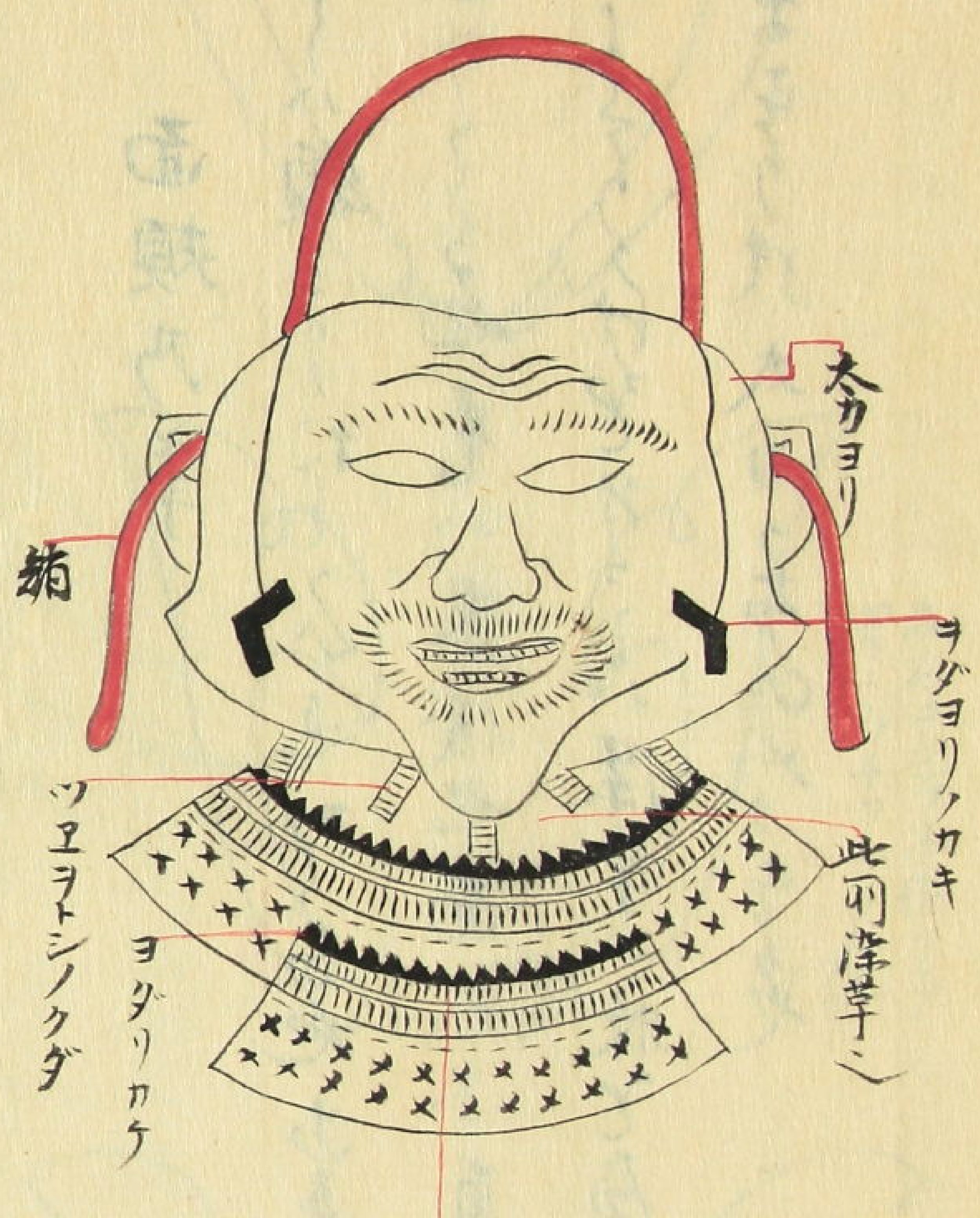

毛引小札鎧ノ如シ
是ニモスク金物打ベシ

面頬ニアゲマキク
付ルハ非ナリ何方
まきと付るハ鎧師
の私作也

よだりかけを面頬に
付て別にこしらへ
たるも有り

鎧之事

一 鎧の胴作板ハ七枚也下四枚を衡胴（カブキ）とふさき胴ヨリ上三枚をはたてあけとふさき胴ハ弓手ナリ（ヨ）わし付の方迄連ル也札ハ小札毛引を本式とる類也

一 胴の前なる板ハ色々の紋ハ深草にて包也包ハ革のうハ手に記スなる板の下にけたうの板を付けたうの板のうもあるなる板ニ金物を打なる金物と云ふ末ニ記ス

一 草摺ハ作事中高ク左高ハ初めて少そうする也板の数ハ前後ノヒシヌイノ板也左右ノハ二ツニハラズ五枚也菱縫の板とハ中ヨリ下りて二つに分る也草摺の数ハ四さり也鎧に馬手の方合せして何れ脇楯を以て

鎧前

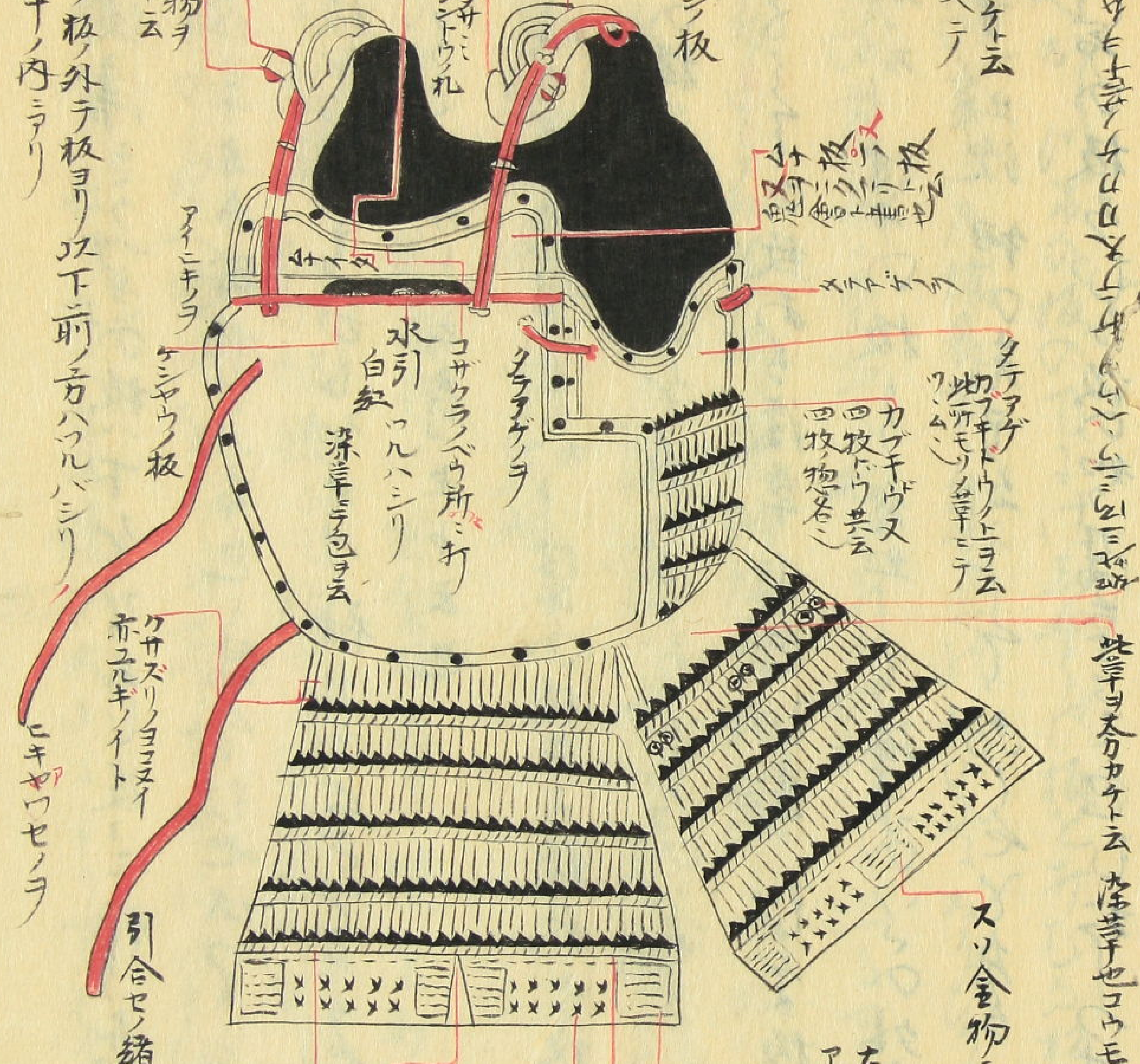

草ニテくゝりを付
結とむるとも云

る手の方をふさぐ也 依て胴に付く草摺ハ前後左右にて三さ
がり也 脇楯に付る草摺を合て四さがり也 其その板を一の
板と云 下に菱縫二通り有り 菱縫の上の方にハ啄木の糸
少てこあまる縫をして第五の板とも云也 菱縫の板に三所金物
を打 此板を塞板とも云也

一 射向の草摺ハ ゆるぎのいとの刑に糸を用ずして染革一枚を（職子ヲ 又名源氏ナ伏組ノ糸トモ云）
付ル 右方の端に織物又ハ別の革にて包をなす 此綿革の一所を
太刀かけと云や 是ハ太刀の金具にかゝりて障ル事ある故
ゆるぎのいとのかはりに染革を用る也 脇楯にも此革有り 草ず
りの一の板に金物を打て太刀かけの革を取付ル也

一胴の後沸さうづきの板ハ下をなめし皮にて作り上を色々の紋ある
たる藻草赤き織物を以て包み縫くゝむ也此つきわきの板と障
子の板を付け高ひもを付け袖付のくさりを付る也つきはき
一名ハわたかみと云肩上ト云也

一胴の後も前と同しくおしつけの板共ニ板数七枚也

一障子の板ハ扇の骨を付ら廻あしさ肩のわたかみ形ハ半月の如
是とも色々の紋ある藻草にて包む事也なき板もありて同し

一高紐ハおしつけの板より付出して障子のいたの外を引こして
前の方へ出次紐の先を下けてあくるを付る

一おしつけの板をむなの板の如く藻草にて包む押しつけの板ニ金物三
所斗やかし押付の板の下より長側の板を付むな板乃下同前也

一さか板の事二乃板裏下に付て三枚板の上より下へひらける也都て鎧
の札ハ上の方ハ上より重なる物なれと此板ハ下より上も下も上ハ重なる
様に付られ逆板と云也此板上ハ札頭にして下ハ一文字也上の
方ニハ啄木の組にてからめ通しを付る身の板よりさし付也下にて
方ハ菱縫二通りする也

一逆板の真中ニ総角付の坐金物有り環を打内にあげまき
を付る総角ハ紅の組緒にて結て上の方とくるんの当り下
へ出しその余りハ惣躰を下らせるなり也あげまきの緒の長サハ
五尺斗ばかり長サ五六寸斗鎧の大小によりてあしらふ也将軍

家ハあげまき紐の色むらさき也
一 弓手の方前も後もまきつけの分ハ縫つけをかざり胴の分
ハ縫付ず也そこに付申のところど丑方党て組緒二筋にて通し
て結びし也それにてあげの緒ト云
一 前も後もまる手の方の胴先下ニ二尺斗の退緒を結ぶ是を
引合せ乃緒ト云 脇楯をつけて其上をしめる也草摺緒として平ク
しけるも也前の緒ハ長シ後へ前へ廻して 右脇にて結ぶ
後の緒ハ二尺斗也

鎧後

一 脇楯の事 鎧の胴ハ馬手ニ付方あきて有る其所を脇楯をもつてふさぐ也 脇楯ハ形ハ射向の脇板ノ如シ 五𨈬を染革ニて包むる弦ばしりの如し上の方乃中ほと通りに穴を一ツ亦ハ二ツ又ハ三ツ付け座金物をうつ事也 此穴ニ啄木の組緒を通して結也 腰の通りの方にも緒を付る草の下に付緒也 下ニハ草ずりを付る射向の草ずりの如し ゆるぎの糸を用ひずして染革一枚ヲ付てゆるぎの代りにする事射向乃草ずりの如し 染革の両方へりを取る也 此染革の所を矢ずりの草と云 腹より矢ヲぬきとる時糸にてハ矢ずりにつきて染く成る故革を付る也 草ずりの一ノ板ニ金物三所打て矢ずりの草ニ取付ル也

一 鎧着ル時ハ先脇楯をあてゝ次ニ鎧ヲ着ル也 鎧の引合セハ脇楯の上ニ重なる也 亦主君の御鎧を取りて着せまいらする時ハ脇楯をバ鎧の上ニ当る也 是御着替の役人の心得也 其ハ鎧をきる人に取りて時先をいたすを取て着せすべき為の用意也

脇楯

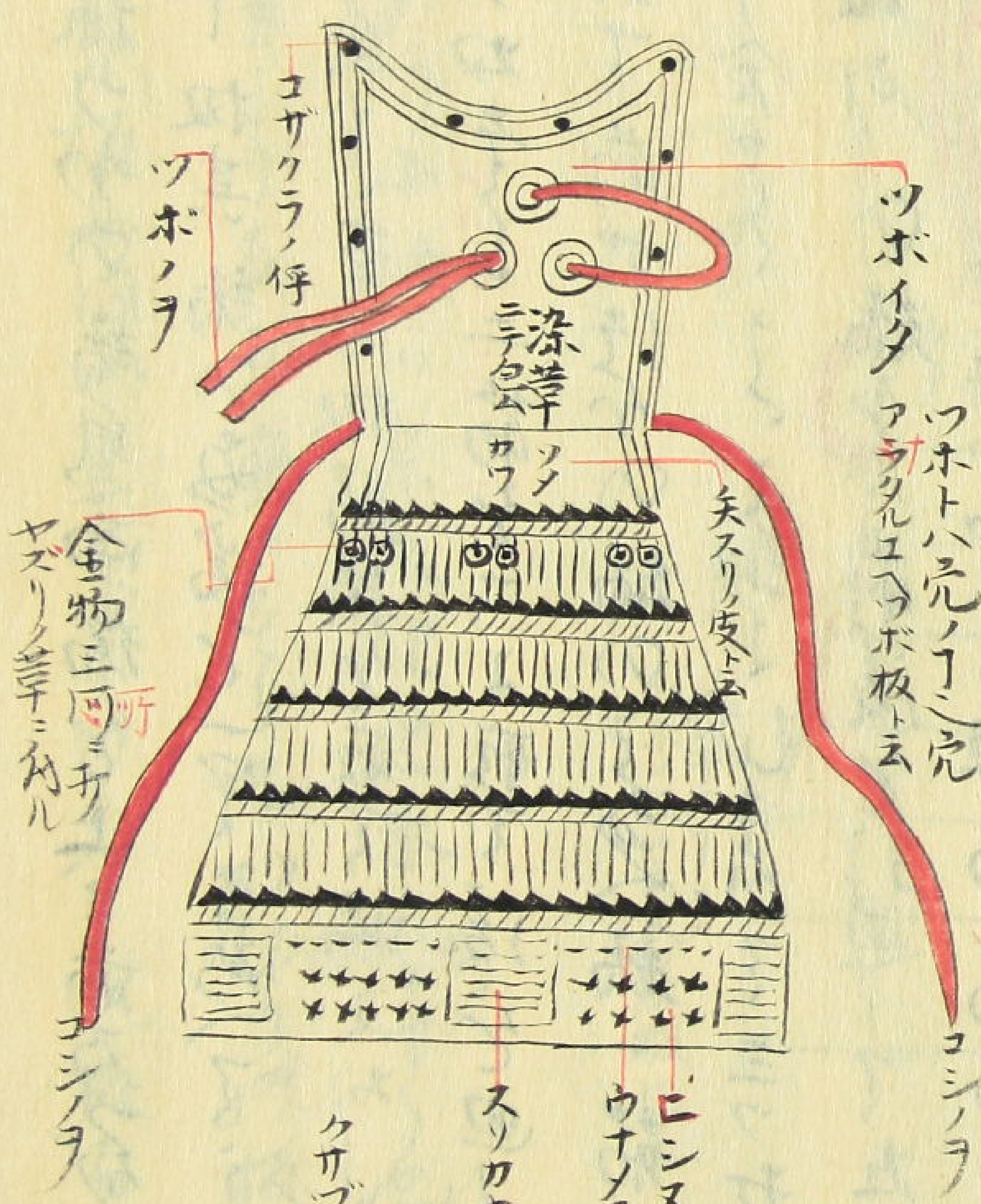

一 脇楯あて緒つがひの緒に両端を上ニ前乃つがひへ外ヨリ内ヨリ通して扨其緒の両端と一つにて後へまハしうしろ乃つがひへ内ヨリ外へ通し垂て扨脇楯を取て脇にあてまハし乃つがひより出たる二筋を一つに取て後を廻し左の肩先上ヨリ前も取て前よりさがりの緒のところへ緒一筋通して今一筋乃緒と取り合せてうしろにてむすびて三ツ打のごとく組て留むべし 扨右の緒をバ前後を引廻して左の脇にてとめてむすびて三ツ打の如くに組留為置べし

一 前耳同し

一 脇楯ニ腰の緒ゆきも有下の方ハ鎧の上帯にておのづからしまる故腰の緒を略するも有緒の結び様ハ何も

一 脇楯をあてゝ後に鎧を着る也

わいだてをあつる図

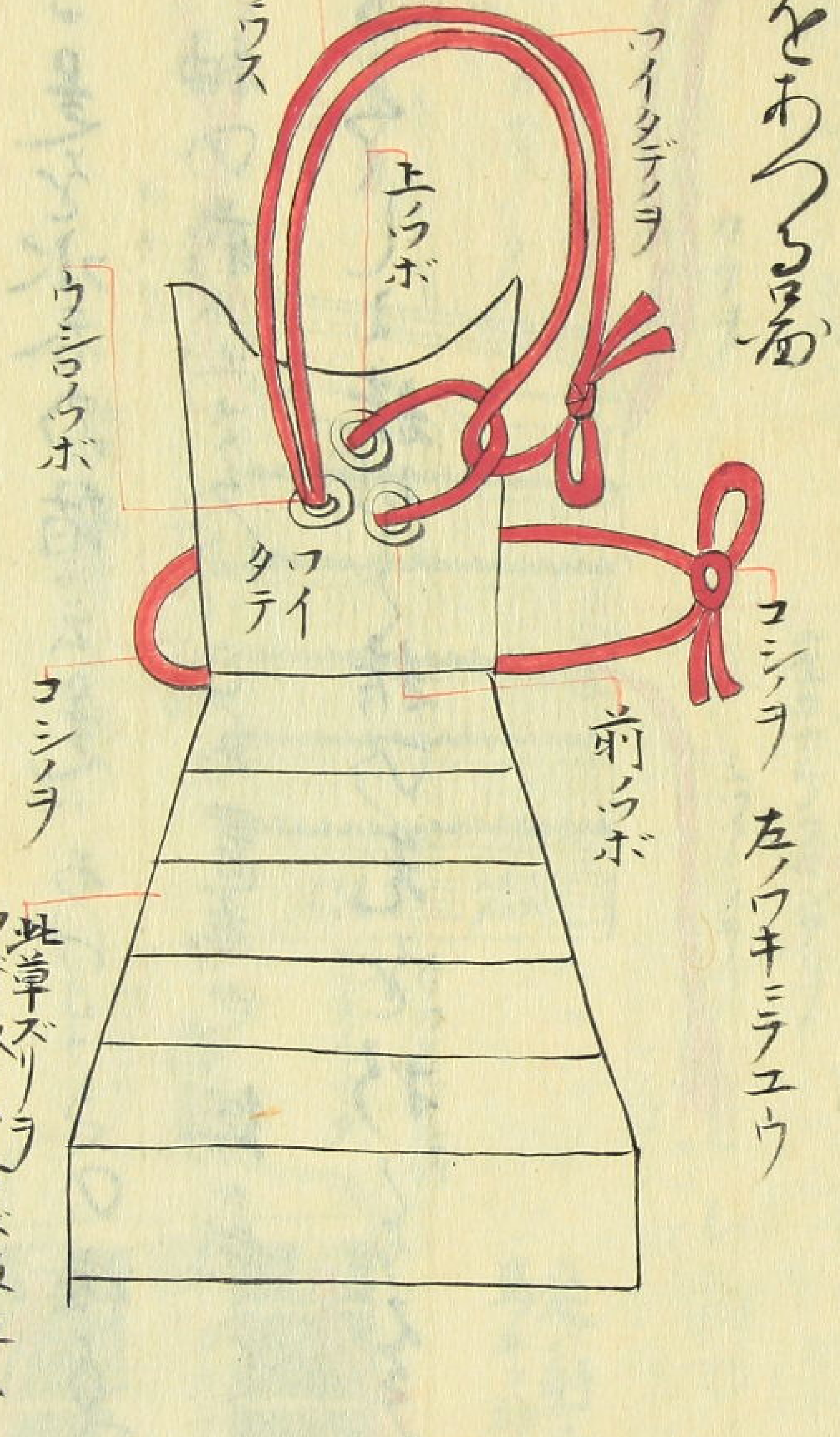

一 袖の事 大袖あり小袖あり（小袖ハちぢ枚もせ）大袖を本式とする也かむりの板前の方ハ後の方よりも少し廣くする也かむり此板も深草にて包むるなり外ハ板に同し其下よりけらくハ此板有り袖の板数ハ

七枚也むし縫の板金物に草摺に同しくゐりの板農女方の裏に
環を打て緒を付る是袖付のかくし緒る緒也又其表に中こしつ
らんを打て緒（緒）を付る是ハおんごうの札に緒付る緒也是をこぶ（障子ノ板ノ下ノ穴ナリ緒ヲトヲスや）
うの緒と云第三の板の表後の端に産金物を打て其環に緒
一筋付る是を水呑の緒と云是ハあげまきの様にかざりけん
緒也是袖の前に出ざる様にとめ置為也総角のとゐく二重
つけ かもくくしく結びし緒の先を打てゐるなり也

一 鎧に金物打前（町）の事むなの板脇板総角付農板此付の板左右の
袖乃むなの板袖も草ずりも菱縫の板前立ての板に座金
打也白銀黄金或ハ焼付真鍮あるいハ（等こて）草木の花葉のかた草
鳥蝶獅子龍の丸なとあり物さまかし板也金物ハ二ツ亦ハ三ツ

袖

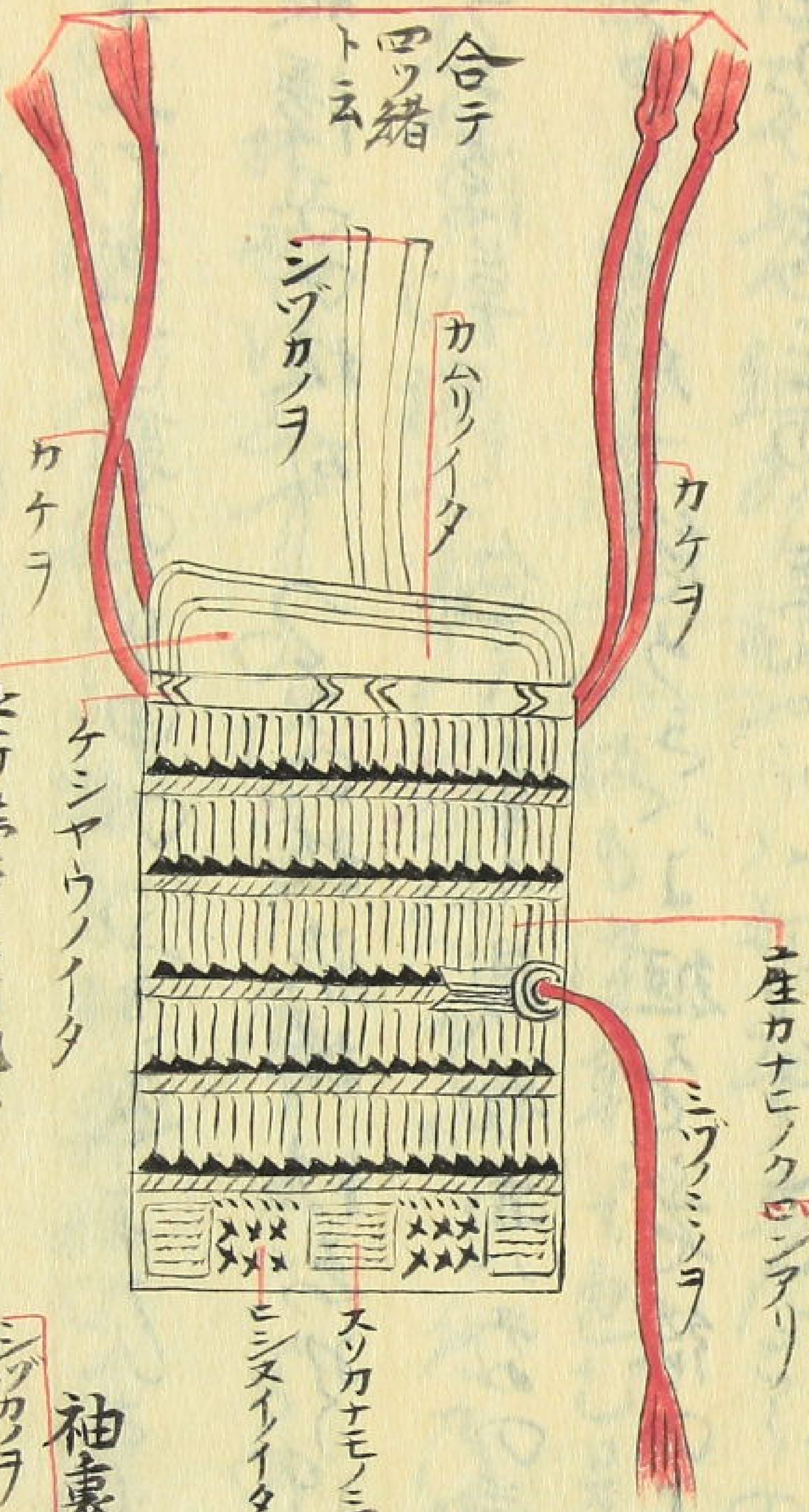

袖裏

是ハ射向ノ袖也
馬手ノ袖モ同シ

並ハ打延し むな板ハむな金物すそハすそ金物と云
一 高紐も引合せの緒所構也 緒其外所々緒ヲ引返ス所ハ何色も
しとじめを入 亦座金物を打也
一 むな板わいだての板脇板脇楯なとの座なれとのろく伸の加む
ゑの板たてをほ体ハへりを色ゑを返りよろ覆輪をとる也
一 草鞋を包む前のうち甲のふき返しまびさし鍍の伏組むすびむな
板障子の板引合せの板脇楯けしやう板ハ皆色々小紋し
ろう染草にて包ミ或ハ裁物亦ハ其ケの草ゑる其染草の外回り
小縁りを付て縫めぐらしハ又組をふせ縁の上ニ小櫻の鋲を打也か
ざりの座金物ハ染草の上ゟ打也又太刀之け矢すりの草も縁りを

付ふせ組ありひやうハ打ちすずしんごうの札も染草ニて包む
縁りハ付ず障子の板も染草にて包む是ハ上の方ニ縁りを付る
一 けしやうの板之事むな板の下わいだての板の下袖のかぶりの板の
下ニ打也けしやうの板（板と）五六分の板を紋ある染草にて
包ミ間の金物を打其板の下ニ白き赤き二色の
綾を細くむすびの板ニ二筋わけて付る是をひ引と云又ハ
ゑんと云也けしやうの板ハ横まくて一文字ニ打也
一 鳩尾の板之ヨ又小手覆とも云薄鉄ニて作る上廣ク下ハ
狭ク長七寸斗染（染）草にて包み金覆輪をかけ裏ニ緒付る

胡向の高紐の上をかわふて結付る也高紐を切ちまじき
為の用心也せんたんの板も同し心也

一 梅檀の板の事 袖は形如此して小し板数三枚也長七寸
手也字ハ鳩尾ニ緒有り是ハ高手の高紐の上をかわふて 結付ル
也

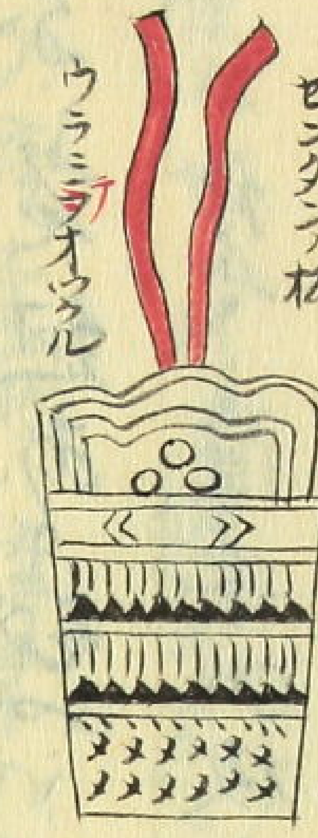

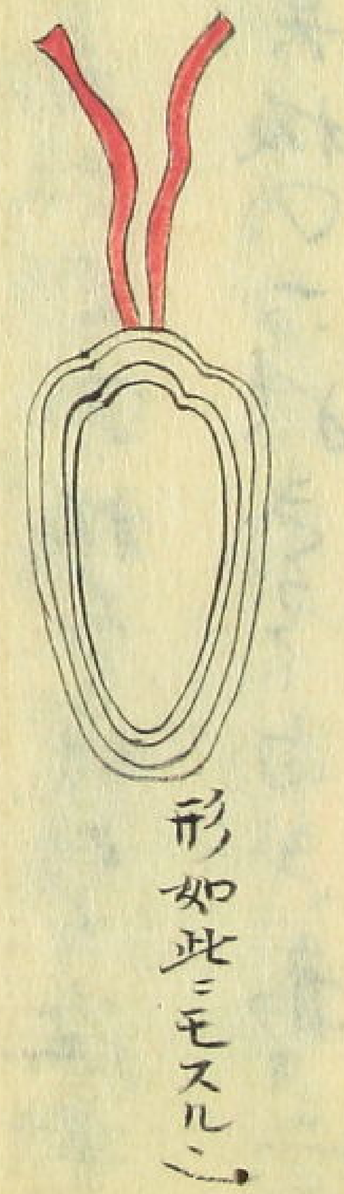
形如此ニモスル

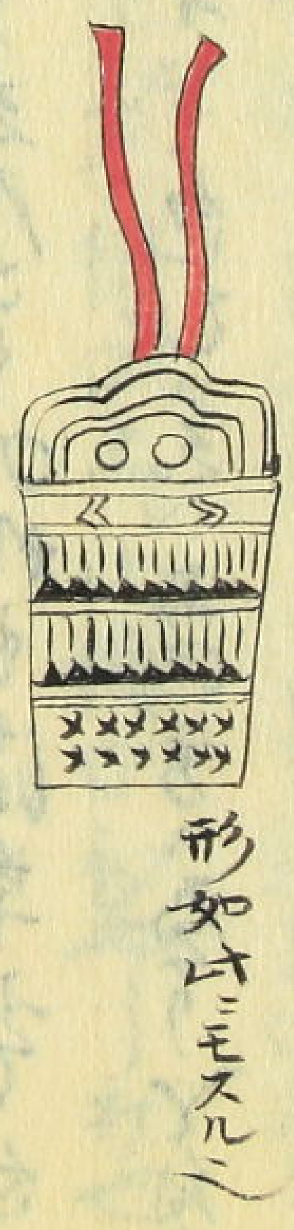
形如此ニモスル

一 小手之事 手甲ハ亀甲形を本とし鉄也手くびの所表ハ
くさり緒ヲ付ル 手先のうら小ハ鬼ひらけを付る一ノ板二ノ板
乃座盤ハ鉄にて花鳥唐草などを透りすかして裏ハ
革をあつる一二ノ板の間ハくさりにて川がくまくびの前も
くさり也冠の板ハ真中にしとめを入て緒ヲ引通し付ル是ハ
透りのうしろにて左右を取合せて結也又前ト後にも緒
を付る是ハ筋下る前後を取合せて結也小手の裂ハ唐
本ハ織物也小手の袋ハ常の小袖の袂のことし家により違ひあり
直垂もかしらり草にて直垂をさし候ふる也此小手
袋の内小衣服の袖を納る也

一 小手ハ小袖の上に直垂さす也 故小手の事鎧
鎧直垂は左の袖ハ上へまくりて袖をしめて小手を

近代ハ鎧ニ小手ヲワダガミヘ(コハゼカケ)スルユヘ着スルニ不便利ニシテ綴ドリテ悪シ

あるハし右ハ直垂の袖をてアを手をひきしめてあて小手ハ
直垂の内までとほして知らある つ纏手

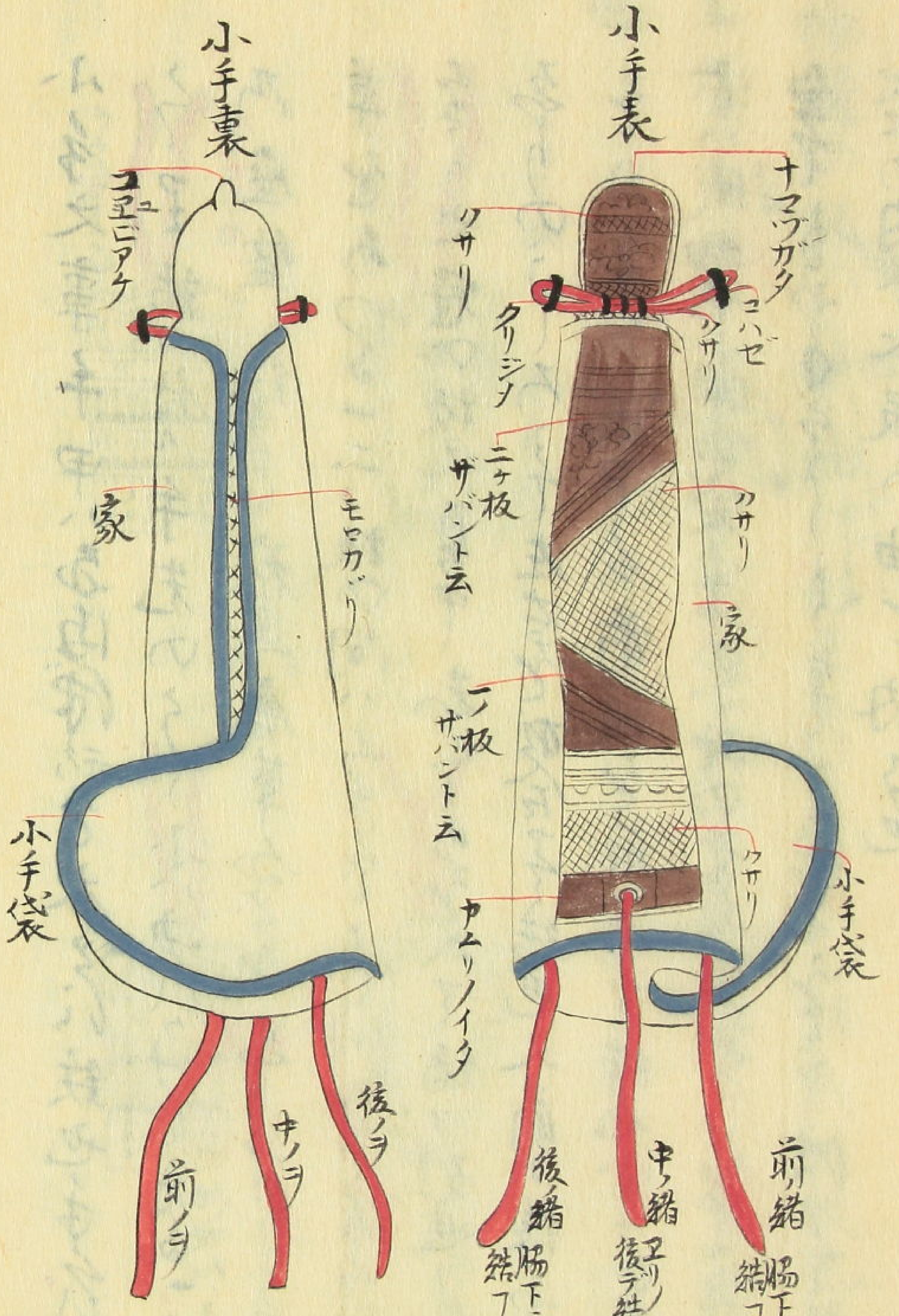

一 膝鎧(ヒザ)のる佩楯(ハイダテ)とも云 ... 或ハ細キ板金或ハくさり
め革ニ縫物を付け或ハ小札毛引ともする也 尾札(カハラザネ)ヲモ用

膝鎧前

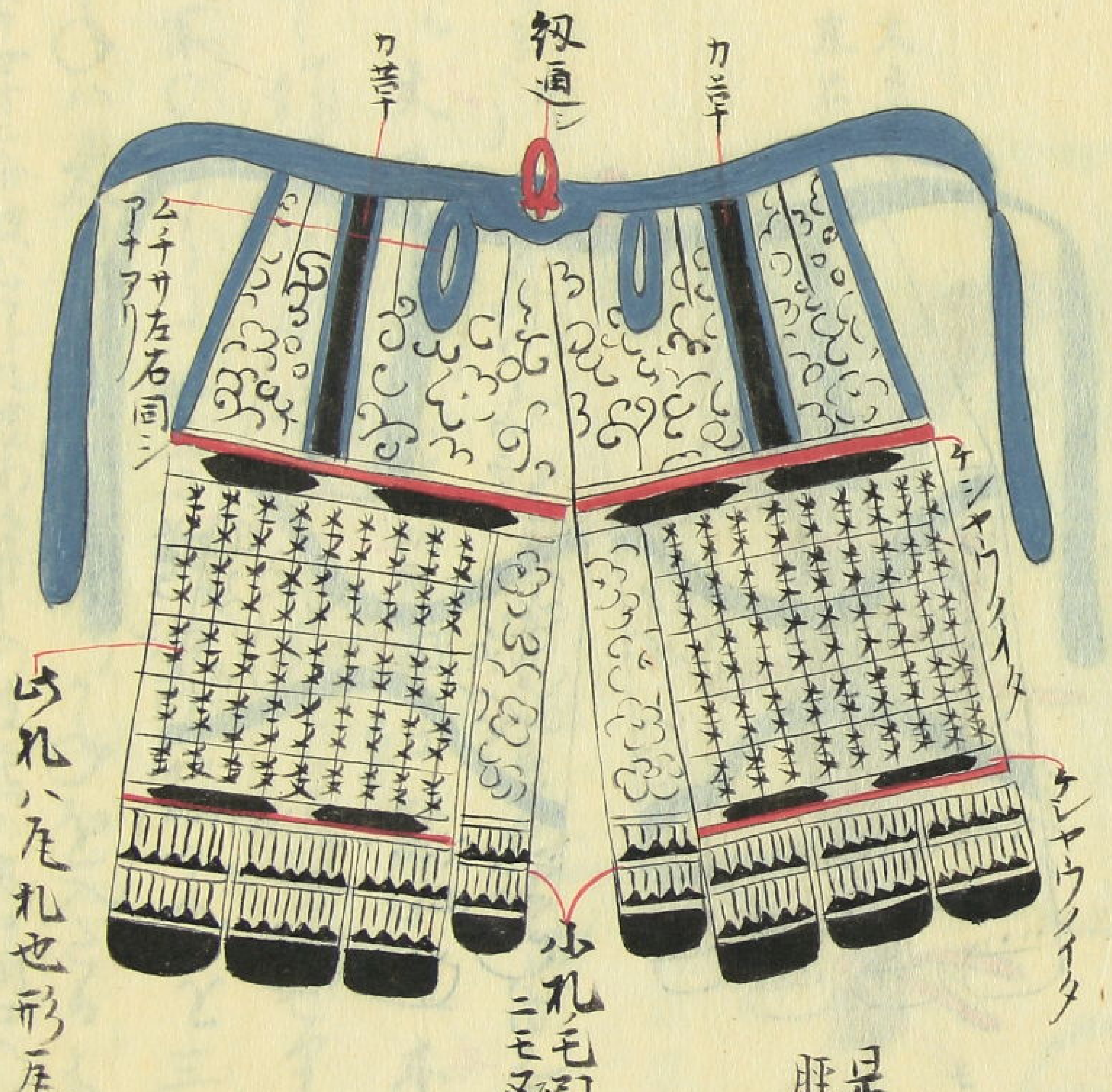

是ヲ宝童肚楯ト云

此札ハ尾札也形尾ノ如シ

一 臑当ハ大立挙ヲ本トスル也大立挙ハ惣躰鉄ヲ以テ臑

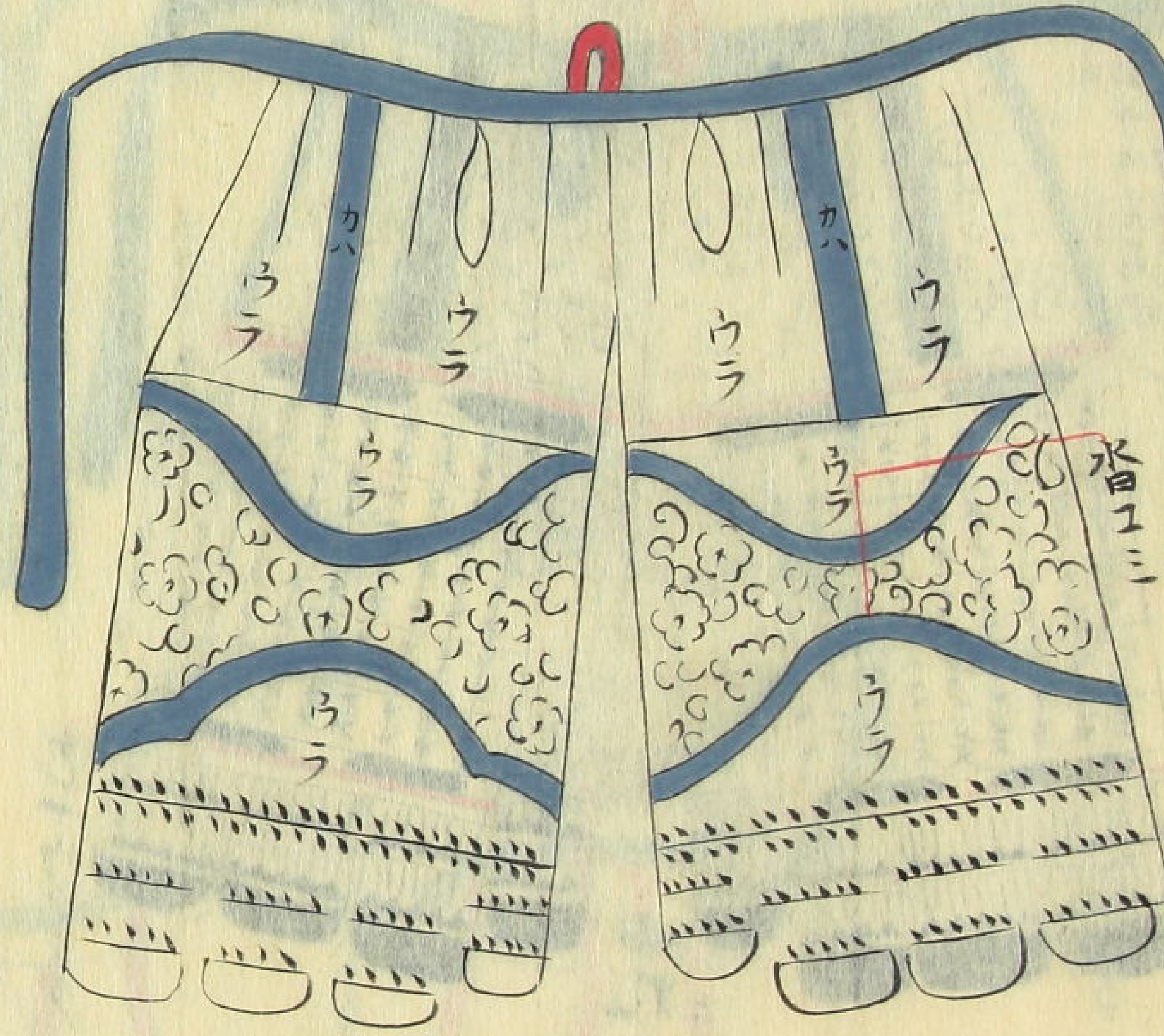

同後

乃骨肉の形ニ合せて作る也右脇ハもとおりの金物有り
てひしきつすがめ川きてる様に歩く物也上下ニ緒有り

臑當
大立挙
左右同シ

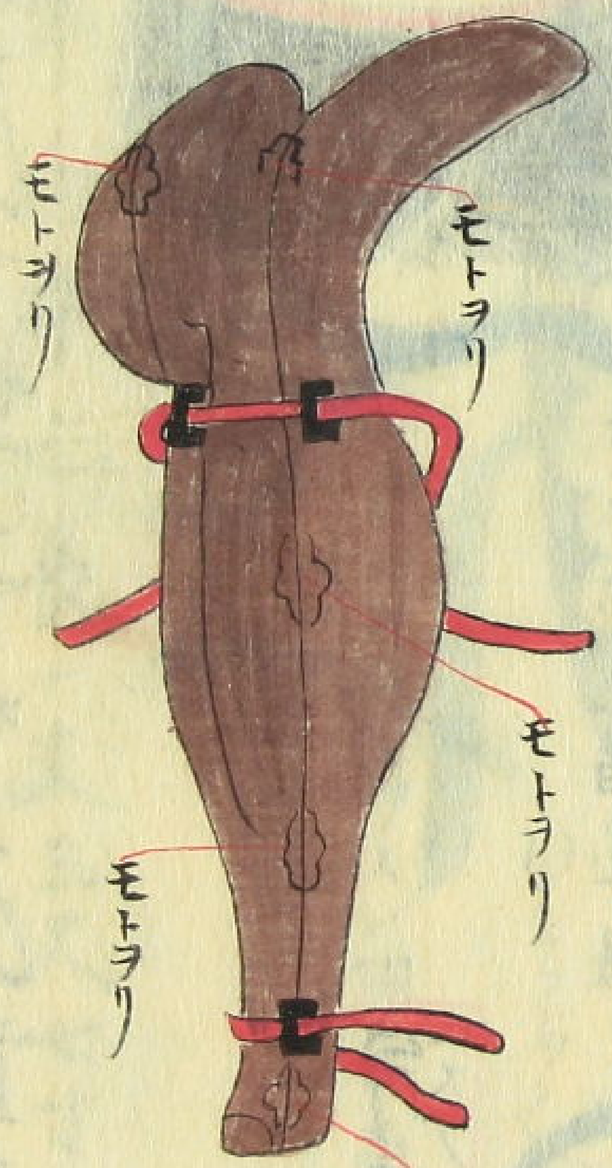

是ハ左リノス子アテニ右モヲナジ

一 脛巾ハ亦つ乃ぬきとも云也毛沓之事也熊の毛皮
又ハ犬牛馬の毛皮ヲモ用ユ熊の皮本也やわらかな皮
多くみて作る取近代もこたびと云習ハせり脛巾の
あたる所のうへに紧ク細キ鉄の筋ヲ○を三ハ渡してとぢつ
付ん此ノ○ハ表ト裏の間ニあり○を入ざるもよし或説ニ門

脛巾の長サ一尺二寸足の甲ヨリゆびさきハ緒有べし扇り八白金ニてする

諸書當用抄ニ云守人ハ熊の皮大将ハ虎の皮ヲ用ゆすねあて又明應兵乱記ニ脛巾の長サ一尺二寸表ノ廣サ四寸二分皮ハ白き皮若しくは熊の皮ヲ用ユベシ

らぬきの毛皮の下より仁王経一部を云てかけ小さゞに墨か
かき程書きのはく書て入ることの〈て〉かやし代すハ人之好ミ
まかるべし法式ニハあらず沓ハ左ヨリはきて脱く時も左
ヨリぬぐべし緒の結び様緒を前へまわし足くびの前にて左右を
打ちかへ両方の緒を足のうしろへ廻して亦上へまわしかへて足
の甲にてむすびてむすびめをかくし置べし

つらぬきの図

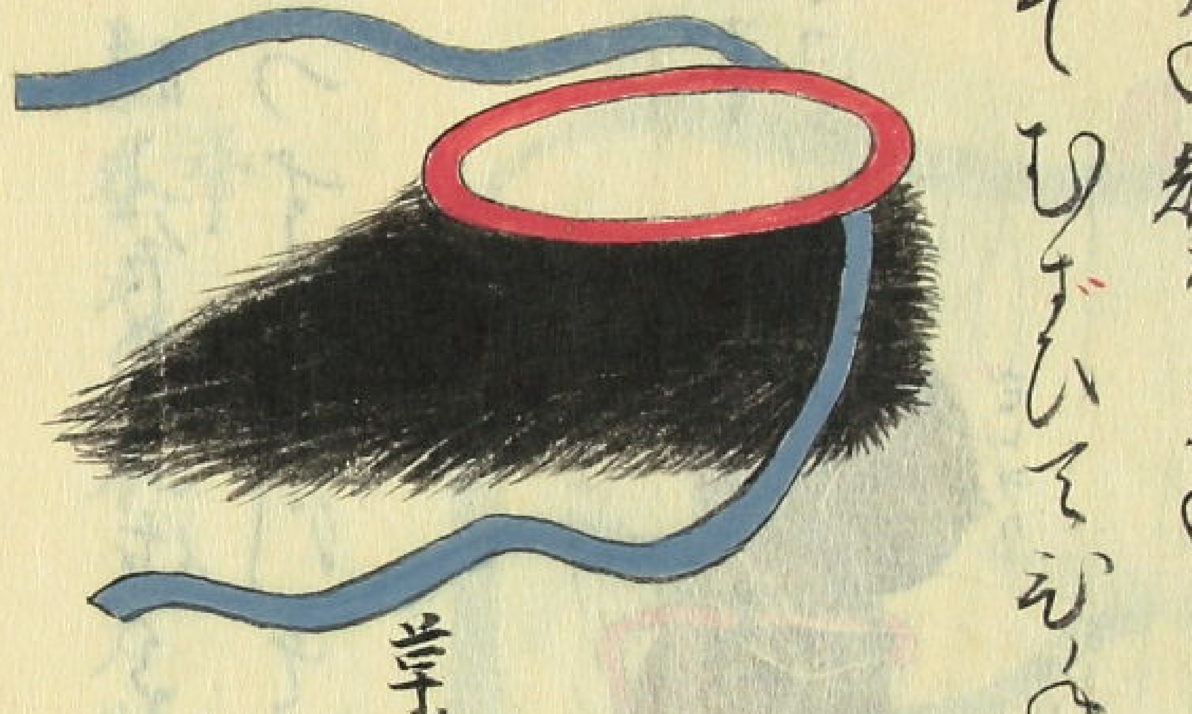

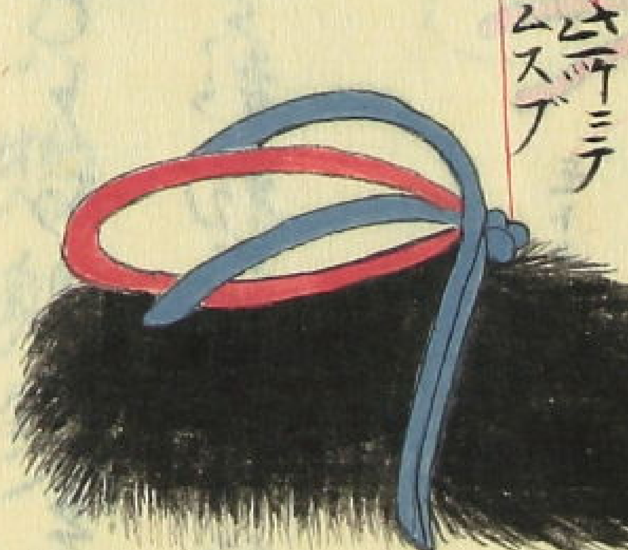

つらぬきのうしろの図

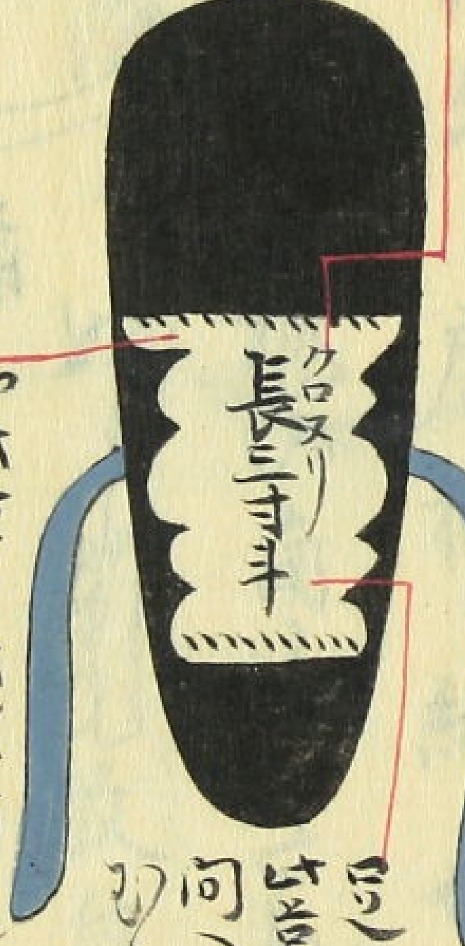

一 鎧乃上帯の事白布也長一丈三尺七寸二分也但鎧の胴
乃ふときと細きとによりて長ミじかもよろしきほどに
ちかふべし白布を能もみやはらかにして一幅を五里に折
くけて用ゆべし胴に二重まわりて後ろにてむすびてさきを
端と取り合せ三ツ井のごとくに組てかくしおきてむすびめ
ハ前にまわし 亦云胴に二重まわして後ろにてむすびめを
まへ 能き法の類也

大将ハ紅を用ら
るゝもありと巻
テ用し

帯の両端ヲ心京
として結ひてたるべし
てさて左法ぢり
むすびて両端かく
しかくし来ともにも
くる同じ法にて
用ゆるもあり
此法つらぬく

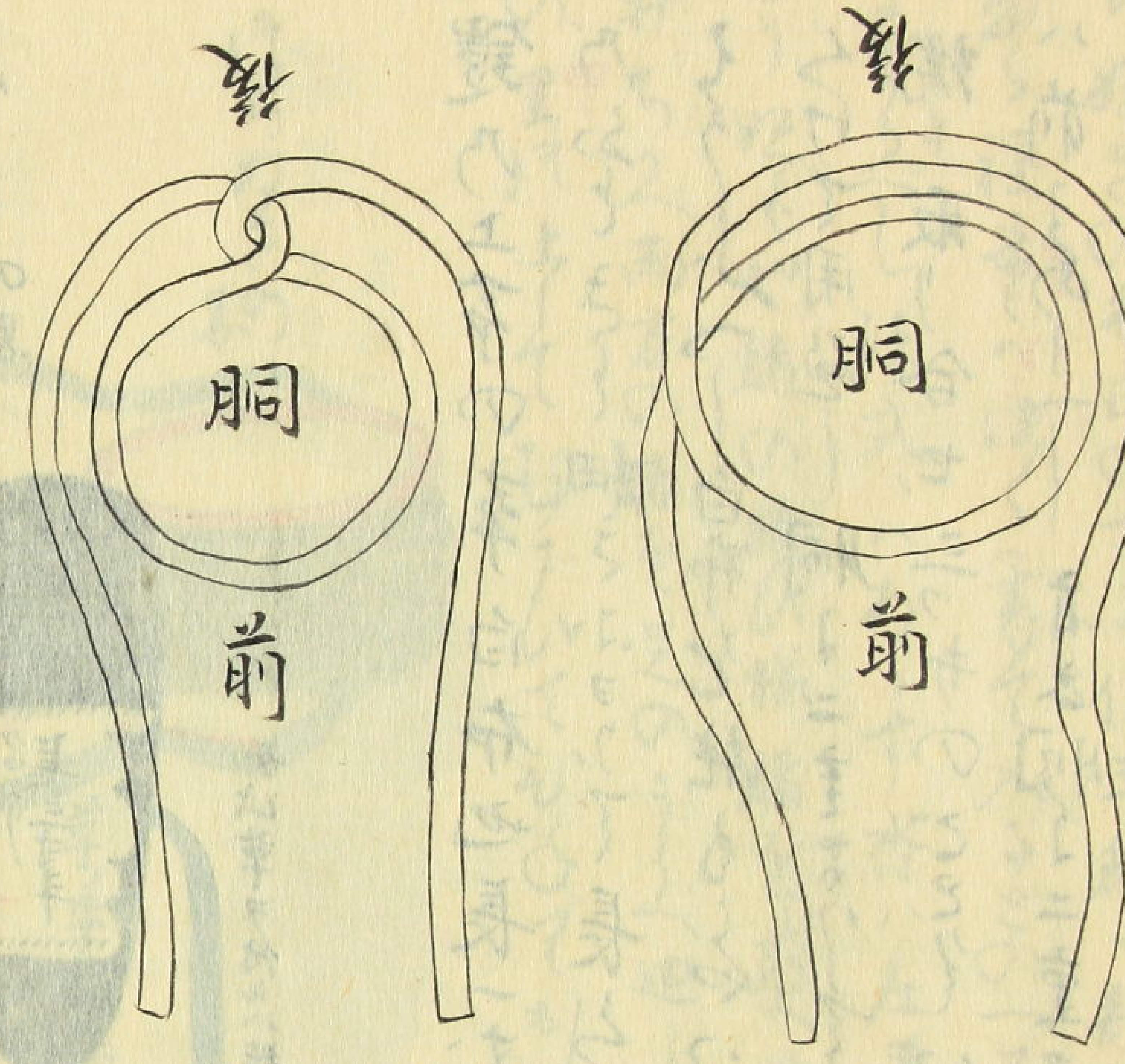

上帯二重廻りぬさ

赤地之ふくろそてより
ちぐたちかよし云
説紐も有り今の好ニ
作られべし

扇鏡ニ云唐櫃のかうしの寸法ハ浅黄也…紋ヲ書…幅一ツノ…唐物よりハ七ツ…

一 鎧櫃別ニ式法なし唐櫃ニ納ル也寸尺ハ鎧の大小ニ随て大も小も作るべし櫃の角ハきちやうめんを取るべし赤くも黒くも漆にてぬり家の紋付るも付ざるも好ニまかすべし足の上下ニさかわの輪ヲ入る緒ハ組緒也前の方ニハ前之字を金泥にても朱にても書べし或金物にても打べし何れもよし

一 鎧の唐櫃の覆の事浅黄布也家々の紋ヲ付る也唐物なとハ不用覆ハ唐櫃の足ニすじかへる也足のとけなど四角をかならずくゝし黒皮にて菊とぢをすべし布をば黒ふちにて縫覆し紐の上かゐ勝ハ如し[illegible]べし あせ縫ニスル也

唐櫃

蓋

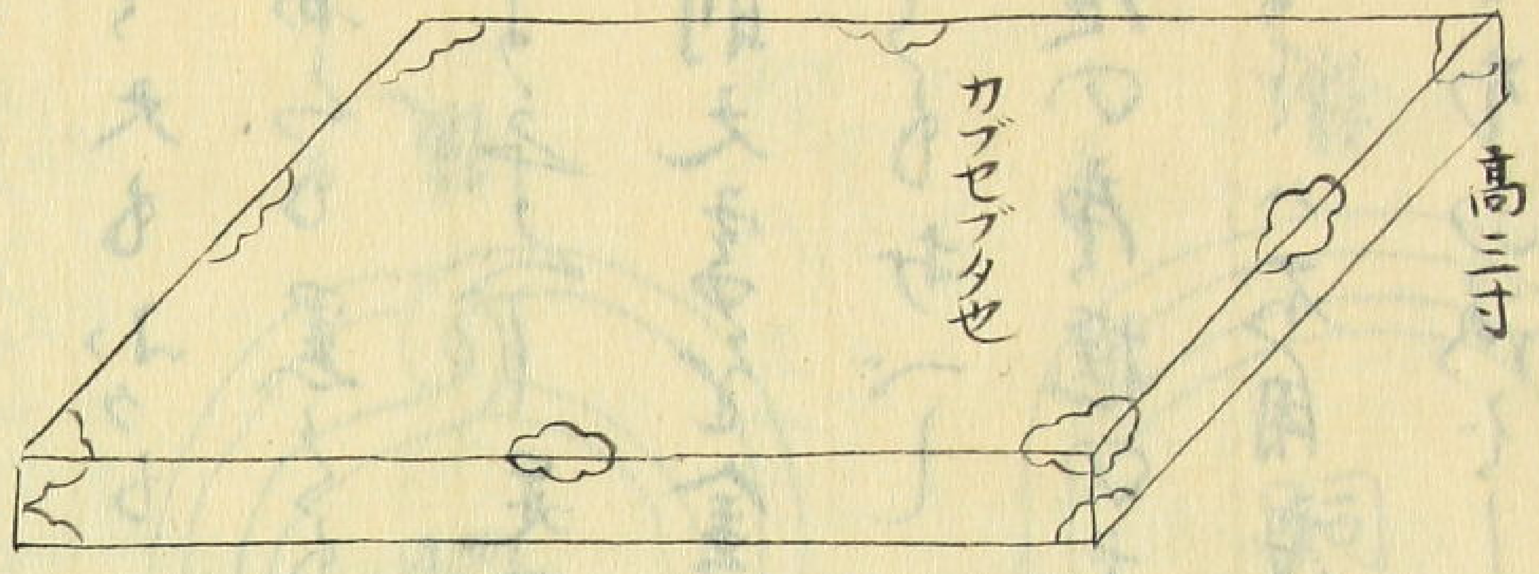
カブセブタセ
高三寸

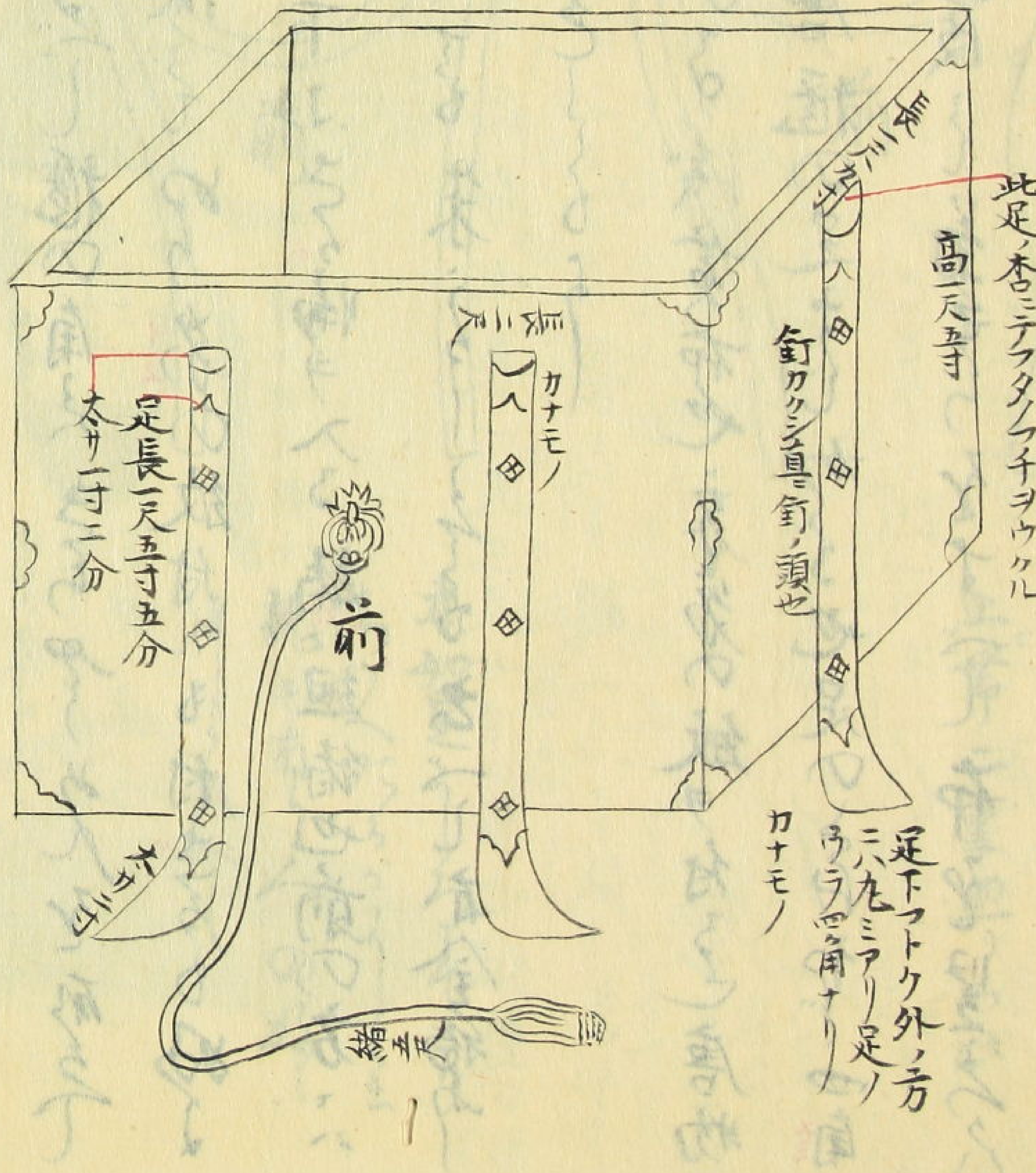
長一尺五寸
此足ノ杏ニテフタノフチヲウクル
高一尺五寸
釘カクシ真ニ釘ノ頭也
長二尺
カナモノ
足長一尺五寸五分
太サ一寸二分
太サ三寸
前
足下フトク外ノ方ニ八九ミアリ足ノウラ四角ナリ
カナモノ

唐櫃覆

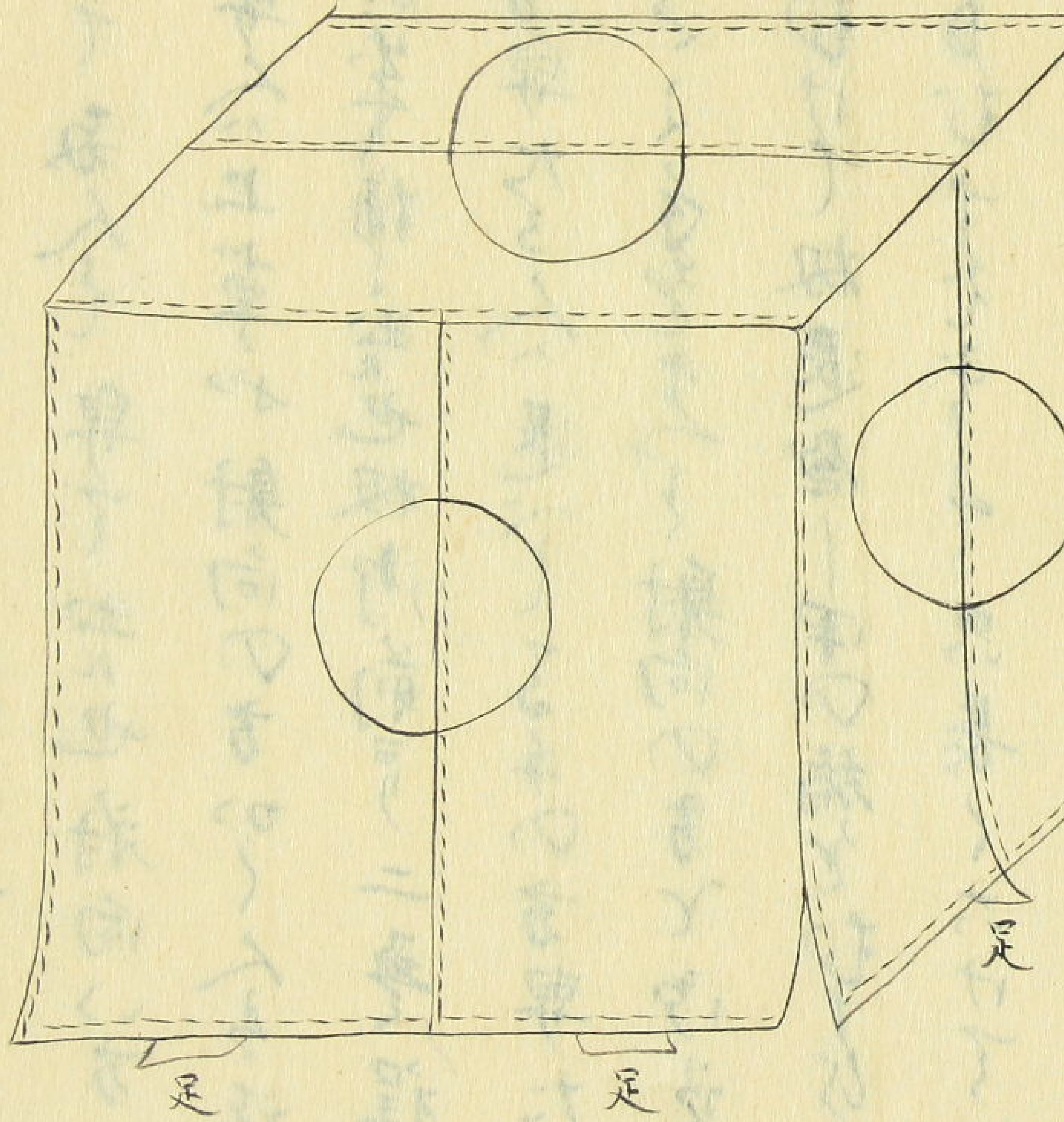
足
足
足

一
鎧を貴人ニ御目ニ懸るハ唐櫃のふたとあふむけ胴を上ニ
甲鎧にかけて右人ニ向て出ス也射向ハ方かく人ハ下草
る手の方寄人ハ上草や射向の方かく人ニ請おさりニ出し
少すぢかひ違様ニ出ス也扨御前ヨリ二尺程隔て下ニ置
て射向の方寄たる人ハ退べしる手の方寄たる人ハ居なりて
唐櫃のふたを手をそへて射向の方と可見せるやうニ
少しあふむけて扨退座し甲の緒をむすびて置て不浅
もあしどもむすびして只長くかけて置べき也